

令和 6 年度
自 己 点 検 評 価 書

令和 6 (2024) 年 7 月
一宮研伸大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	4
基準 1. 使命・目的等	4
基準 2. 学生	11
基準 3. 教育課程	29
基準 4. 教員・職員	39
基準 5. 経営・管理と財務	48
基準 6. 内部質保証	56
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	61
基準 A. 地域社会貢献	61
V. 特記事項	63
VI. 法令等の遵守状況一覧	64

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神

学校法人研伸学園 一宮研伸大学（以下「本学」という。）は、昭和 46（1971）年設立された大雄会一宮高等看護学院に起源を求めることができる。

医療の質の向上を目指して看護師の質を追求した創設者の信念を受け継ぎ、第一に地域に密着し、教養・技術の向上はもとより、地域の要請に応え、時機に即した教育を具体的に展開していくことにある。第二に、社会がいかに大きく変わろうとも、建学の精神を一貫して堅持していくことである。すなわち「生命の尊重と人間の尊厳を理念として、幅広い教養と豊かな人間性を持ち、誠実、親切に人々と相互信頼を保ちながら、看護を実践し広く社会に貢献できる看護師を育成する。」ことを建学の精神としている。

2. 使命・目的

「一宮研伸大学学則」第 1 条において、「一宮研伸大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、看護に関する高度な専門知識と実践的能力及び幅広い教養並びに豊かな人間性を備え、保健・医療・福祉の向上、発展に寄与できる医療専門職者を育成することを目的とする。」と定めている。看護師を養成する大学としての社会的使命と役割を明らかにし、学則に掲げる目的を達成するため、実践を通して社会の発展に寄与することが本学の使命・目的である。

また、「一宮研伸大学大学院学則」第 1 条において、「一宮研伸大学大学院は、建学の精神に基づき、深い学識と卓越した能力や人間力を培い、看護における高度な専門職として地域の看護界の発展に寄与することを目的とする。」と定めている。

3. 大学の個性・特色

本学は、看護師を養成する四年制大学として、基礎的な職業人養成を目的としている。看護を専門教育・研究分野とする教育機関であり、人材育成とともに教育の方法においても、地域社会との連携を重視し、地域住民の健康と健康な生活づくりに貢献することを建学の精神とした地域に密着した大学であることを特色としている。

本学の教育課程の考え方は、まず『看護職の資質』である「人間の尊厳と人権を擁護する人間力」、「論理的思考力」、「医療職・看護職としての倫理観」、「コミュニケーション能力」、「課題解決能力の基礎」を看護教育の基盤として位置付け、次いで、人々に寄り添い最適な看護を提供する『看護実践力』を持つ看護職の育成を目指している。したがって、本学の教育では、社会が求める看護職の資質（人間力や思考力、コミュニケーション能力、倫理観、課題解決力の基礎）を基礎分野で育み、そのうえで専門的な看護の実践能力を育む専門分野を教育課程に位置付けており、このような教育課程の考え方から、助産師を四年制の大学教育で育成している。

また、本学の建学の精神である「地域に密着し、教養・技術の向上はもとより、地域の要請に応え、時機に即した教育を具体的に展開していくこと。」を堅持すべく、大学附属施設として「看護地域創成研修センター」を設置して、地元の大きな資源となりうる地域創成に向けた看護学の教育・研究・地域連携に取り組む機関として活動している。

さらに、21 世紀の我が国における多様化する医療ニーズに対応できる人材として、医療に関する深い洞察及び看護の倫理観を備え、広い視野と深い人間理解に基づき、保健・医療等に関する幅広い知識と看護実践力を身に付け、研究・教育能力を有し、地域の看護学の発展に寄与することのできる高度な看護実践者を育成するため、令和 5(2023)年 4 月に大学院看護学研究科を設置した。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学の前身である大雄会一宮高等看護学院は、創設者で初代学院長伊藤研の「病院医療の質は看護婦の質によって決まる。」という強い信念の下、昭和 46(1971)年に医療法人大雄会により開設された。その後、大雄会一宮高等看護学院から大雄会一宮看護専門学校を経て発展的に閉学し、平成 16(2004)年に学校法人研伸学園愛知きわみ看護短期大学を開学した。

愛知きわみ看護短期大学開学から 10 年を経たことを契機に、10 年間の教育とその成果を振り返り、保健医療福祉分野の多職種による緊密なチーム医療の提供が必要になり、看護職の役割も拡大・複雑化し、これまで以上に高度な看護実践力が求められる現状に 대응するために、愛知きわみ看護短期大学を 4 年制大学に改組転換し、一宮研伸大学看護学部を平成 29(2017)年 4 月に開学した。

令和 5(2023)年 4 月には、地域の健康課題と多様化する医療ニーズに対応し、研究・教育能力を有する高度な看護実践者の育成を目的として大学院修士課程を設置した。

平成 14(2022)年 7 月	学校法人・看護短期大学設置準備委員会設置
平成 15(2003)年 11 月	文部科学省から学校法人研伸学園愛知きわみ看護短期大学設置認可
平成 16(2004)年 4 月	愛知きわみ看護短期大学開学
平成 21(2009)年 7 月	診療情報管理士の社団法人日本病院会指定校認可取得
平成 23(2011)年 3 月	短期大学基準協会から平成 22 年度第三者評価の結果、適格と認定
平成 23(2011)年 7 月	日本私立看護系大学協会年次総会において理事校に認定
平成 24(2012)年 7 月	愛知きわみ看護短期大学同窓会設立 (2021 年 3 月研伸学園同窓会に吸収)
平成 28(2016)年 10 月	文部科学省から一宮研伸大学の設置認可
平成 29(2017)年 4 月	一宮研伸大学開学
平成 29(2017)年 4 月	愛知きわみ看護短期大学の学生募集を停止
平成 31(2019)年 9 月	愛知きわみ看護短期大学の廃止認可
令和 3(2021)年 3 月	研伸学園同窓会設立
令和 3(2021)年 6 月	一宮研伸大学附属看護地域創成研修センター設置
令和 4(2022)年 8 月	文部科学省から一宮研伸大学大学院の設置認可
令和 5(2023)年 4 月	一宮研伸大学大学院看護学研究科修士課程設置
令和 6(2024)年 2 月	日本看護系大学協議会からがん看護 CNS コースが高度実践看護師教育課程に認定
令和 6(2024)年 3 月	日本高等教育評価機構から令和 5 年度大学機関別認証評価の結果、適合と認定

2. 本学の現況

・大学名

一宮研伸大学

・所在地

〒491-0063 愛知県一宮市常願通五丁目 4 番 1

・学部及び大学院構成

看護学部看護学科

大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)

・学生数、教員数、職員数

【学生数】

(令和 6(2024)年 5 月 1 日現在)

区分	入学 定員	3 年次 編入学 定員	収容 定員	1 年	2 年	3 年	4 年	計
看護学部	80	6	332	80	86	95	86	347
看護学研究科	6	－	12	6	6	－	－	12

【教員数】

(令和 6(2024)年 5 月 1 日現在)

教授	准教授	講師	助教	助手	計
11	4	11	7	3 非常勤 2	38

【職員数】

(令和 6(2024)年 5 月 1 日現在)

専任	嘱託	パート	計
13	1	3	17

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の建学の精神は、第一に地域に密着し、教養・技術の向上はもとより、地域の要請に応え、時機に即した教育を具体的に展開していくことにある。第二に、社会がいかに大きく変わろうとも、建学の精神を一貫して堅持していくことである。すなわち「生命の尊重と人間の尊厳を理念として、幅広い教養と豊かな人間性を持ち、誠実、親切に人々と相互信頼を保ちながら、看護を実践し広く社会に貢献できる看護師を育成する。」ことであり、「一宮研伸大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、看護に関する高度な専門知識と実践的能力及び幅広い教養並びに豊かな人間性を備え、保健・医療・福祉の向上、発展に寄与できる医療専門職者を育成することを目的とする」と「一宮研伸大学学則」第 1 条に明記しており、また、「一宮研伸大学大学院は、建学の精神に基づき、深い学識と卓越した能力や人間力を培い、看護における高度な専門職として地域の看護界の発展に寄与することを目的とする。」と「一宮研伸大学大学院学則」第 1 条に明記している。

本学(Ichinomiya Kenshin College;IKC)の教育理念は、「Identity(人・看護職としての倫理と品格)」、「Knowledge(専門的知識・技術、論理的思考力)」、「Community(地域社会に貢献できる実践力)」の 3 つを育むことである。また、【研・伸】(自己を研ぎ、自らの力を伸ばす)の精神を涵養し、卒業後も生涯にわたって学ぶことにより、社会情勢の変化に応じて看護専門職の役割を果たし、地域で活躍できる人材を養成すると学修ガイダンス(冊子体、以下同じ。)に明記している。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の建学の精神、理念及び教育理念は学修ガイダンスに明瞭かつ簡潔な文章で表現しており、学生及び教職員に配付、周知している。外部の人には、大学案内及び大学ホームページに簡潔な文章で表現され、教育目的、教育目標に関しても具体的に明示している。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の教育理念は、「豊かな人間性と高度な専門性で地域に貢献する。」である。

その理念のもとに、教育目的として、「人間の尊厳を基本とした専門職としての倫理観

を持ち、人々と信頼関係を築きながら最適な看護を提供するために努力する人材の育成であり、多様な価値観や生活を持つ人々を理解し寄り添うことができる豊かな感性と論理的思考を基盤として、専門職としての探求心、創造性、専門的な知識・技術を育み、看護倫理と科学的根拠に基づく看護実践の提供によって地域の人々の健康と生活の質の向上を目指して地域保健・地域医療を支える看護職を育成する。」と定めており、大学案内及び大学ホームページで明示している。

1-1-④ 変化への対応

本学の前身は、平成 27(2015)年時点において愛知県で唯一の 3 年制の看護短期大学であったが、短期大学開設から 10 年を経たことを契機に、10 年間の教育とその成果を振り返り、カリキュラムの過密性、教養教育の不足、学生確保の困難さなどの課題が明らかになったことから、平成 29(2017)年に一宮研伸大学を開学した。

本学では、建学の精神、教育理念及び教育目的に基づき、地域医療を支え活躍できる人材の育成を進めている。

また、令和元(2019)年 10 月公表の厚生労働省「看護基礎教育検討会報告書」に基づき、令和 4(2022)年に新カリキュラムに移行し、教育体制の見直しを進めた。

完成年度を終え、4 年間の実績を振り返り、令和 4(2022)年度より大学の理念及び教育理念の見直しを図り、大学案内に明示するとともに、本学ホームページに公表し周知している。

さらに、21 世紀の我が国における多様化する医療ニーズに対応できる人材として、医療に関する深い洞察及び看護の倫理観を備え、広い視野と深い人間理解に基づき、保健・医療等に関する幅広い知識と看護実践力を身に付け、研究・教育能力を有し、地域の看護学の発展に寄与することのできる高度な看護実践者を育成するため、令和 5(2023)年 4 月に大学院看護学研究科を設置した。

(3) 1-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学の建学の精神に基づき、内部質保証推進会議の下に設置している自己点検・評価委員会を中心に自己点検評価活動を適切に実施し、大学運営会議において検討を重ね、各種委員会などを通して、社会状況の変化・情勢に即した対応を盛り込みつつ、教育内容等の充実を図る活動を継続していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の学長は、理事・評議員として理事会及び評議員会へ出席しており、学校法人と大学の意志疎通を行っている。また、学長、理事長代行、研究科長、学部長、法人事務局長、大学事務長等が出席し、大学運営会議を毎月1回開催しており、大学運営会議で承認・報告された事項は、学部教授会及び研究科教授会（以下、「教授会」という。）で報告している。さらに、理事会で承認された審議事項についても報告している。

教授会は、教授会構成員以外の教職員にも Web 配信しており、情報の共有を可能にしている（人事に関する審議は除く。）。

事務職員にあっては、毎週1回事務局定例会議を行っており、大学の管理・運営に関する事項やそれぞれの部署からの連絡事項を報告して情報を共有している。

以上のように、本学の使命・目的及び教育目的を達成するため常に理解と支持を得られるよう努めている。

1-2-② 学内外への周知

建学の精神、大学の使命・目的、大学の理念、教育理念、教育目的及び教育目標は、大学案内、大学ホームページで広く内外に周知している。また、毎年度新入生に配付している学修ガイダンスにも建学の精神、大学の理念及び教育理念を明示している。

学修ガイダンスは、教職員にも配付し周知を図っている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

「学校法人研伸学園 中長期計画」では、建学の精神、使命・目的及び教育目標を明記し、それらを達成すべく計画を掲げている。中長期計画は、学校法人研伸学園の理事会、評議員会で審議を行った上で決定されており、「大学の教育研究等の資向上に関する計画」、「大学院の設置に関する計画」、「学生支援に関する計画」、「研究に関する計画」、「地域貢献に関する計画」、「大学運営に関する計画」、「人事に関する計画」、「事務体制に関する計画」、「財務に関する計画」、「学生確保に関する計画」の10項目を基本目標として中長期計画を実践していく。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の三つのポリシーには、建学の精神、大学の理念、教育目的及び教育目標が反映されている。

【看護学部】

・アドミッション・ポリシー

本学が求める学生は、本学の建学の精神と学部の理念に共感し、自ら考え行動しようとする学修意欲の高い学生である。人々の健康な生活への支援と生活の質(QOL)の向上に強い関心と看護への目的意識を持った以下の人に、広く門戸を開く。

- 1) 自ら考え探究する姿勢や学習意欲が高い人
- 2) 他者の考えを傾聴して生き方や意見を尊重できる人

- 3) 看護を探究する目的意識を持つ人
- 4) 人々や社会への貢献に関心がある人
- 5) 自ら健康管理をしようと努力する人
- 6) 非喫煙者

・カリキュラム・ポリシー

本学の教育理念に基づき、以下のカリキュラム(教育課程)を編成します。

- 1) 「人・看護職としての倫理と品格」を養い、幅広い人間性を育むために、教養科目群に、人間・社会学、コミュニケーション、自然科学の関連科目を幅広く配置する。
また、自ら学び、知識を習得する基礎技能を学ぶ『アカデミックスキルズ』『情報科学』『教養ゼミナール』を1年次に配置する。
- 2) 「専門的知識・技能、論理的思考力」を有し、「人々の健康の保持増進と生活の質の向上に貢献」できる看護実践力を育むために、専門基礎科目群、専門科目群を配置する。専門基礎科目群には、人体の構造と機能、疾患の成り立ちと回復の促進、健康支援と保健医療システムを、専門科目群には、看護の基礎、看護の実践、看護の統合と発展の関連科目を配置する。また、臨地実習機関との緊密な連携により、演習や臨地実習を配置する。
- 3) 「根拠に基づく論理的思考力」を発展させるために、連携科目群に『教養ゼミナール』『卒業研究(卒論ゼミナール)』などのゼミナール形式の自律型少人数学習科目や『看護研究法』などを配置する。専門科目群では、演習や臨地実習の学習方法としてシミュレーション学習を実施する。
- 4) 病院から地域在宅分野まで包括的に理解し、「地域社会に貢献できる看護実践力」を育むため、『地域看護論』『家族の健康と看護』『在宅看護論』『エンド・オブ・ライフ看護論』を配置するとともに、各専門科目において関連する地域在宅分野まで包含した講義・演習・実習を配置する。
- 5) 地域の周産期医療を担う助産師の育成のための科目を配置する。

・ディプロマ・ポリシー

本学では、本学が定めた卒業要件に必要な科目の単位を全て修得し、以下の能力を身につけた学生に対して学士(看護学)の学位を授与する。

- 1) 高い倫理観を持ち人間の生命と尊厳及び権利を尊重し行動することができる。
- 2) 人々からの信頼を得るための品格を養うため、誠実に、礼節をもって行動することができる。
- 3) 根拠に基づく専門的知識・技術、ならびに論理的思考力による臨床推論により、対象の健康の保持増進、疾病予防、健康回復、QOL 向上に寄与する看護を提供することができる。
- 4) 保健・医療・福祉のチームの一員として、各専門職の役割を理解し、連携・協働して、看護職の役割を考え果たすことができる。
- 5) 地域の特性を理解した上で、地域に貢献する活動を志向することができる。
- 6) 自己を研ぎ継続的に学ぶ姿勢を身につけることができる。

7) 人としてまた専門職として、自らの力を伸ばすことができる。

【大学院看護学研究科】

・アドミッション・ポリシー

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの目標・内容を踏まえ、以下の基本的知識、関心や態度を身に付けている者を受け入れる。

- 1) 倫理的配慮を踏まえた看護実践の基礎を身につけている人
- 2) 保健医療チームの一員として、多職種と連携して協働することができる人
- 3) 看護職として社会貢献を志向し、主体的に生涯学習に取り組む意欲のある人
- 4) 保健医療に関する問題意識を有し、看護研究に取り組む意欲のある人

・カリキュラム・ポリシー

本研究科は、ディプロマ・ポリシーに掲げた能力を身につけるため、以下の方針でカリキュラムを編成する。

〈教育課程編成方針〉

すべての専門性の基礎となる共通科目を1年次に配置し、あわせて各専門分野・領域の専門性を向上させるための専門科目を1年次に配置する。それらを修得しながら専門性をさらに探究する研究科目を1年次後期から2年次に配置する。

専門科目は、“地域創成ケアシステム”と“地域生活創成看護”の2分野で構成する。“地域創成ケアシステム”分野は、「看護マネジメント学」「看護科学」の2領域からなり、“地域生活創成看護”分野は「次世代育成看護学」「急性・療養生活支援看護学」「メンタルヘルス支援看護学」「がん療養生活支援看護学」の4領域からなる。各領域に「特論Ⅰ～Ⅱ」「演習」を配置する。

- 1) 地域社会の多様なヘルスケアニーズに応じて、倫理観や科学的根拠に基づく看護実践をするための知識を構築する科目として「看護倫理」「死生学」「看護理論」「フィジカルアセスメント」各領域の「特論Ⅰ～Ⅱ」「演習」などを配置する
- 2) 保健医療チームの一員として多職種と連携・協働し、リーダーシップを発揮する際に必要な知識やスキルを身に付ける科目として「地域創成ケアシステム論」「コンサルテーション論」などを配置する
- 3) ヘルスケアシステムの変革を理解し、必要とされるマネジメント能力を培うための科目として「看護管理論」「看護マネジメント学特論Ⅰ～Ⅱ」などを配置する
- 4) 地域や臨床現場が抱える多様な課題を的確に把握し、課題解決に結びつく研究能力を培う科目として「看護研究法Ⅰ～Ⅱ」「医療英語特論」「看護学特別研究」を配置する
- 5) 看護専門職の後進育成のため、学習者のニーズにあった教育方法や教育的関わりに必要な科目として「看護教育論」「看護科学特論Ⅰ～Ⅱ」などを配置する

〈実施方針〉

各授業科目にはアクティブラーニングやシミュレーション教育、地域でのフィールド

ワークを積極的に導入する。

〈評価方針〉

学修成果は、到達目標・評価方法等を事前にシラバスに明示し、定期試験や課題レポート、プレゼンテーションの内容等により総合的に評価・判断する。

・ディプロマ・ポリシー

本研究科では、所定の単位を修得し、修士論文の論文審査および最終試験に合格し、以下の能力を身につけた者に対して修士（看護学）の学位を授与する。

- 1) 人間としての尊厳と権利を尊重した倫理観に基づき、看護学の幅広い知識と科学的根拠に裏付けされた看護を実践する能力を有する
- 2) 保健医療チームの一員として多職種と連携・協働し、リーダーシップを発揮する能力を有する
- 3) ヘルスケアシステムの変革に対応し、組織を管理運営できるマネジメント能力を有する
- 4) 地域や臨床現場が抱える、多様な看護実践上の課題解決に向けた研究能力を有する
- 5) 看護専門職を育てる教育的志向を有し、看護学の発展に寄与できる教育能力を有する

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、建学の精神、大学の理念、教育理念を礎に看護学部看護学科、大学院看護学研究科を設置しており、教育目的を達成する教育研究組織となっている。

本学は、愛知県内で唯一の看護短期大学であった愛知きわみ看護短期大学を改組して、一宮研伸大学を開学し、時代のニーズに柔軟に対応してきた。さらに、高度な専門職業人を養成するため、大学院看護学研究科を設置した。なお、がん療養生活支援看護学領域がん看護 CNS コースは、高度実践看護師教育課程として認定されている。

本学は、建学の精神、大学の理念で示しているように、令和 3(2021)年度に「一宮研伸大学附属看護地域創成研修センター」を設置して、自治体や地域住民と様々な形で連携を図っている。このように、本学は、建学の精神、それに基づく教育目的に沿った教育・研究を基礎としながらも、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく適切な教育を行っている。また、教育研究組織は、目的達成を目指した組織としており、必要な人員を配置している。

したがって、教育研究組織の構成との整合性は、十分に保たれている。

(3) 1-2 の改善・向上方策(将来計画)

看護専門職に求められる資質は、社会情勢、学問の発展により日々変化し続けているため、その変化に対応した教育内容が求められている。

本学は、大学、大学院とも建学の精神、大学の理念、教育理念及び 3 つの方針は明確であり、役員、教職員に周知されている。

今後は、中長期計画で示した計画を年度計画に反映し、教職員一丸となってその達成に向けて取り組んでいく。

【基準1の自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的は、本学の個性・特色を反映しており、大学学則、大学院学則、学修ガイダンス、大学ホームページ、大学案内等に掲載されており、学内外のステークホルダーに向け広く周知されている。また、中長期計画やアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーには大学の使命・目的及び教育目的が反映されており教育研究組織との整合性も取れている。

このように本学は、使命・目的及び教育目的、大学の個性と特色を明確にしており、広く社会にも公表している。

以上により、基準1の要件を満たしていると判断できる。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学の建学の精神は、第一に地域に密着し、教養・技術の向上はもとより、地域の要請に応え、時機に即した教育を具体的に展開していくことにある。第二に、社会がいかにか大きく変わろうとも、建学の精神を一貫して堅持していくことである。すなわち「生命の尊重と人間の尊厳を理念として、幅広い教養と豊かな人間性を持ち、誠実、親切に人々と相互信頼を保ちながら、看護を実践し広く社会に貢献できる看護師を育成する。」である。これに基づき、本学の求める人材像として、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を以下のように定めている。この内容は、大学案内、学生募集要項、ホームページに掲載するとともに、受験生やその保護者を対象としたオープンキャンパスや高等学校教員を対象とした大学説明会など、様々な機会を通して周知を図っている。

<看護学部のアドミッション・ポリシー>

本学が求める学生は、本学の建学の精神と学部の理念に共感し、自ら考え行動しようとする学習意欲の高い学生である。人々の健康な生活への支援と生活の質(QOL)の向上に強い関心と看護への目的意識を持った以下の人に、広く門戸を開く。

- 1) 自ら考え探求する姿勢や学習意欲が高い人
- 2) 他者の考えを傾聴して生き方や意見を尊重できる人
- 3) 看護を探究する目的意識を持つ人
- 4) 人々や社会への貢献に関心がある人
- 5) 自らの健康管理をしようと努力する人
- 6) 非喫煙者

<助産師課程のアドミッション・ポリシー>

- 1) 母子に深い関心を持ち、助産師になりたいと強く希望する人
- 2) 助産の専門的知識を基盤にした臨床判断能力を身につけようと努力することができる人
- 3) 生命の誕生を尊び、母子(胎児を含む)とその家族への畏敬の念を抱くことができる人

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学看護学部の入学者選抜では、一般選抜(1期、2期)、学校推薦型選抜(指定校・学校推薦1期、2期)、社会人等特別選抜(1期、2期)、大学入学共通テスト利用選抜(1期、2

期)、大学入学共通テストプラス選抜(1期、2期)及び3年次編入学選抜を実施している。それぞれの入学試験では、選抜基準を定め、公正・適切に運用している。学校推薦型選抜、社会人等特別選抜、3年次編入学選抜では、表2-1-1の選抜方法により、アドミッション・ポリシーに適合した学生を選抜している。また、一般選抜、共通テスト利用選抜、共通テストプラス選抜では、必修科目(国語、英語)と選択科目(生物、数学)の学力試験により選抜している。

入学者選抜の小論文の設問や一般試験(国語、英語、生物、数学)の問題は、大学独自に作成し、機密保持契約を締結のうえ第三者機関により確認・評価している。毎年の入学者選抜は、入学試験委員会で検討が行われ、アドミッション・ポリシーに沿った小論文の課題、面接試験の質問内容や評価、志望理由書・調査書の評価、必修科目・選択科目の設問内容、適切な選抜基準など、前年度の改善点などを踏まえて実施内容を決めている。

【表2-1-1】令和6(2024)年度看護学部入学試験の入試区分・募集人数等

入試区分	募集人数	試験日	選抜方法	合格発表
学校推薦型選抜1期	約30人	11月18日	小論文、個別面接、調査書、志望理由書	12月4日
学校推薦型選抜2期	若干名	12月16日	小論文、個別面接、調査書、志望理由書	12月21日
一般選抜1期	約35人	2月3日	必修科目(国語、英語)、 選択科目(生物、数学)	2月19日
一般選抜2期	約3人	3月2日	必修科目(国語、英語)、 選択科目(生物、数学)	3月7日
大学入学共通テスト プラス選抜1期	約3人	2月3日	大学共通テスト利用科目(国語、英語)、選択科目(生物、数学)、調査書	2月19日
大学入学共通テスト プラス選抜2期	約2人	3月2日	大学共通テスト利用科目(国語、英語)、選択科目(生物、数学)、調査書	3月7日
大学入学共通テスト 利用選抜1期	約3人	—	大学共通テスト利用科目(国語、英語)＋(理科、数学より1科目)	2月19日
大学入学共通テスト 利用選抜2期	約2人	—	大学共通テスト利用科目(国語、英語)＋(理科、数学より1科目)	3月7日
社会人等特別選抜1期	約2人	11月18日	小論文、個別面接、志望理由書	12月4日
社会人等特別選抜2期	若干名	3月2日	小論文、個別面接、志望理由書	3月7日
3年次編入学選抜	看護師課程 5人 助産師課程 1人	12月16日	小論文、個別面接、志望理由書、成績証明書、 筆記試験(助産師課程希望者)	12月21日

大学院の入学試験では、一般選抜(1期、2期、3期)、社会人選抜(1期、2期、3期)、社会人特別選抜(1期、2期、3期)、推薦選抜(1期)を実施している。それぞれの入学試験では、アドミッション・ポリシーに沿った試験問題を作成し、入学定員に沿った選抜基準を定め、公正・適切に運用している。

【表 2-1-2】令和 6(2024)年度看護学研究科入学試験の入試区分・募集人数等

入試区分	募集人数	試験日	選抜方法	合格発表
一般選抜	計 5 人	共通 (1期選抜) 10月7日	専門科目、小論文、 個別面接	共通 (1期選抜) 10月13日
社会人選抜		(2期選抜) 12月16日	専門科目、小論文、 個別面接	(2期選抜) 12月21日
社会人特別選抜		(3期選抜) 3月2日	小論文、個別面接	(3期選抜) 3月7日
推薦選抜	1 人	(1期選抜) 10月7日	小論文、個別面接	(1期選抜) 10月13日

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

看護学部各選抜方法の志願者・受験者・合格者・入学者数は、以下のとおりである。各年度の入学定員 80 人に対する入学定員充足率は、平成 29(2017)年度 121.3%、平成 30(2018)年度 122.5%、令和元(2019)年度 108.8%、令和 2(2020)年度 103.8%、令和 3(2021)年度 120.0%、令和 4(2022)年度 120.0%、令和 5(2023)年度 107.5%、令和 6(2024)年度 100.0%と、いずれの年も 100%を上回っている。令和 6(2024)年 5 月 1 日現在の編入学生を含めた収容定員充足率は 104.5%となっている。なお、入学定員を超過している状況であるが、大学設置基準に規定する教員数を超えて教員を配置しており、教育環境は適切であると考えられる。

令和 3(2021)年度より志願者数が増加しているが、大学入試共通テストの開始に合わせて、大学入学共通テストプラス選抜(1期、2期)と大学入学共通テスト利用選抜(1期、2期)の選抜方式を増やしたことや、インターネット出願を始めたことが関係していると考えられる。

【表 2-1-3】看護学部入試の実施結果

(単位：人)

種別	年度	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
学校推薦型選抜	2017	40	39	38	36
	2018	60	59	43	37
	2019	70	68	52	38
	2020	72	72	64	47
	2021	104	104	91	68
	2022	125	122	74	59
	2023	85	82	63	55
	2024	90	84	73	51

一宮研伸大学

一般選抜	2017	190	175	127	60
	2018	184	174	109	61
	2019	176	163	105	49
	2020	188	174	102	36
	2021	230	208	97	28
	2022	163	147	92	32
	2023	154	148	91	28
	2024	101	90	86	27
大学入学共通テスト プラス選抜	2021	74	69	17	0
	2022	46	44	35	4
	2023	71	68	40	2
	2024	43	40	35	1
大学入学共通テスト 利用選抜	2021	128	128	17	0
	2022	44	44	31	0
	2023	106	106	63	1
	2024	59	59	52	1
社会人等特別選抜	2017	4	3	1	1
	2018	2	2	0	0
	2019	0	0	0	0
	2020	1	1	0	0
	2021	0	0	0	0
	2022	2	2	1	1
	2023	2	2	0	0
	2024	1	1	0	0
計	2017	234	217	166	97(121.3)
	2018	246	235	152	98(122.5)
	2019	246	231	157	87(108.8)
	2020	261	247	166	83(103.8)
	2021	536	509	222	96(120.0)
	2022	380	359	233	96(120.0)
	2023	418	406	253	86(107.5)
	2024	294	274	246	80(100.0)
3 年次編入学選抜	2019	1	1	1	1
	2020	2	2	1	0
	2021	0	0	0	0
	2022	0	0	0	0
	2023	1	1	0	0
	2024	1	1	0	0

() 内は入学定員充足率(%)

大学院の各選抜方法の志願者・受験者・合格者・入学者数は、以下のとおりであり、入学定員 6 人に対し、充足率 100%であった。

【表 2-1-4】看護学研究科入試の実施結果

(単位：人)

種別	年度	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
一般選抜	2023	2	2	2	1
	2024	0	0	0	0
社会人選抜	2023	1	1	1	1
	2024	0	0	0	0
社会人特別選抜	2023	4	4	4	4
	2024	6	6	6	6
推薦選抜	2023	0	0	0	0
	2024	0	0	0	0

(3) 2-1 の改善・向上方策(将来計画)

3 年次編入学選抜については、募集定員 6 人（看護師課程 5 人、助産師課程 1 人）のところ、志願者は数人（令和 3(2021) 及び令和 4(2022) 年度は 0 人）である。3 年次編入学選抜の看護師課程では看護系短期大学がなく、1 年間で助産師国家試験受験資格を取得できる教育機関は愛知県内外に存在している。そこで、3 年次編入学選抜を廃止し、定員 12 人(6×2)を各学年に割り振って、令和 7(2025)年度より入学定員を 83 人にする事とした。社会人等特別選抜は、入学者は少ないが、社会人対象の入試機会を提供する意味で継続する。

また、本学では、選択制で国家試験受験資格を取得することができる助産師課程（定員 5 人）を設置しているが、同課程の選択を希望する学生が多くいることから、令和 6(2024)年度入学生から、定員を 6 人に増員するよう令和 5(2023)年度に文部科学省に申請し承認された。

18 歳人口の減少に加え、近隣地域での看護系大学・学部の増加もあり、入学定員の確保に向け、学生募集・広報活動を一層強化していく。オープンキャンパスは、模擬講義を各領域で実施することや、在学生との交流(フリートーク)の機会を増やすなど、内容を充実させ、高校生・保護者への広報の機会として重視していく。学校推薦型選抜の対象となる指定校高等学校との懇談会を年 1 回開催して、毎回 20 校前後の教員が参加し、意見交換を通じて本学への理解を促しているところであるが、今後も継続して開催していく。高等学校訪問は、本学の所在する愛知県尾張地域をはじめ、近接する岐阜県などの高等学校、特に本学への入学実績のある高等学校には、訪問回数を増やすなど広報活動を強化する計画である。また、大学ホームページに本学の活動内容を積極的に掲載することや SNS を利用して大学の魅力を発信するなどの強化を図っていく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学生への学修支援組織として、教育委員会、学生生活支援委員会及び障がい学生支援委員会を設置し活動している。事務組織では学務課が担当し、各委員会の構成員にもなっており、教員と協働して大学全体で学修支援に対応している。

学生個々への早い段階からの学修支援に活用すること、学生の学修効果を定性的に分析し、教育委員会及び国家試験対策委員会における学修支援計画へフィードバックすること、IR により定量的に評価しデータを活用することを目的として、入学予定者に対し、入学前教育を実施している。入学前教育は、入学試験委員会が企画した次の3点の要素で構成している。1 点目は、本学が費用を一部負担する外部委託の「学問サキドリプログラム」で、高等学校での学習を本学での看護学の学修に関連づける機会を提供すること、2 点目は、入学前オリエンテーションで実施する「基礎力リサーチ」で、試験で入学時の学力を、アンケートで志望動機や学修への意欲・関心を調査し、その結果を学修支援に携わる教職員に対し入学前教育報告会において共有して、個別の学修支援に役立てること、3 点目は、入学前オリエンテーションにおける「大学で学ぶとは」というタイトルで、学習から学修へのステップアップについて、教員と学生でともに考える機会を提供することである。

学生に対する具体的な学修・生活支援としては、数人の学生を各教員が担当するアドバイザー制度を設けており、学生の個別相談・支援できる体制をとっている。毎年 of 前期・後期の授業開始時にオリエンテーションを行うのに併せて、アドバイザー担当学生と学修や生活状況について懇談する個別面談の機会を設け、学生の学修上や生活上の困難など生活全般についての状況把握に努めている。支援が必要な学生には、アドバイザーを中心に、場合によって学務課担当職員も入って、個別面談をしてサポートしている。また、隔月に1回、アドバイザー会議を行っており、学務課を代表して学務課長が参加している。会議内容は学務課内に情報共有され、対応できるようにしている。支援が必要と思われる学生に関する情報については、教員と学務課担当職員で行う会議で共有し、必要時に全体で対応できるようにしている。

教育委員会では、学期ごとの成績に基づき、成績不振の要注意者(成績不可の者や GPA(Grade Point Average)1.5 未満者)をリストアップして指導教員に情報提供するとともに、「一宮研伸大学看護学部 GPA 等の運用に関する規程」第9条も基準にして、成績不振者に対して個別面談して指導するなど学修支援に努めている。

新たな学修支援策として、令和4(2022)年度から Web による新教務ポータルシステムを導入した。これにより、時間割、シラバス、各講義の出席状況、成績、連絡事項、レポート課題提出などを、各自のパソコンやスマートフォンで閲覧・実行できることになり利便性が向上した。教員が講義で使用した資料は同システム上に保存可能で、学生が復習する際に利用でき効果的である。アドバイザーは、同システムにより担当学生の講義出席状況や単位修得状況などを確認でき、学生の学修状況の把握が容易になり、学修支援に活用されている。管理は学務課職員が担当しており、情報を教員とも共有している。3-4 年次には国家試験対策用のオンラインによる自己学習用プログラムを別途提供している。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では、令和 5(2023)年 4 月に大学院を設置したところであり、現時点では TA は存在しないが、令和 5(2023)年 11 月に「一宮研伸大学大学院看護学研究科ティーチング・アシスタント取扱規程」を制定し、今後の大学院生の活用に向けて準備をした。

医療機関での臨地実習や学内演習では、少人数グループになるため、必要に応じて学内助手や非常勤助手を追加して教育補助業務にあたっている。また、1 年次の教養ゼミナール、3-4 年次の総合ゼミナール(卒業研究)など少人数でのカリキュラムがあり、学生とのコミュニケーションや支援の強化を図っている。同時に、すべての教員は、オフィスアワーを設け、常時学生からの相談に乗っている。

個別学生への学修支援では、前述したようにアドバイザーによる支援、各学期のオリエンテーションに併せた担当学生との個別面談の実施、隔月での支援が必要と思われる学生に関する教員・職員間での情報共有、教育委員会での成績不振者の情報提供、新教務ポータルシステムの導入など、教員と職員との協働で対応している。

さらに、保護者の理解・協力を求め、学生支援の質向上を図るため、保護者対象のガイダンスを毎年春の時期に実施している。大学紹介(学長・学部長)、教育内容(教務学生部長)、学生生活支援(教務学生次長)、キャリア支援(キャリア支援担当教員)などについて紹介し、質疑応答も行って保護者への理解を促す機会としている。

就学困難(退学、休学、留年など)な場合には、アドバイザー(+場合によっては学務課職員)に学生と保護者を含めた 3 者面談を行って、十分な話し合いを行い、学生及び保護者の意思を確認するとともに、対応策について支援を行っている。面談の内容については、必要に応じて情報共有して、今後の解決策への活用として役立てている。就学困難者の情報は、教育委員会において分析・検討が行われ、就学困難の危険性がある場合には早期対応を第一として、アドバイザーに連絡して面談など対応を促すとともに、全体として情報共有して学修支援に活用している。4 学年そろった令和 2(2020)年度以降を見ると、退学者数(除籍者数を含む)は、令和 2(2020)年度 5 人、令和 3(2021)年度 7 人、令和 4(2022)年度 4 人、令和 5(2023)年度 5 人で、在籍者数に対する退学者数の割合は、令和 2(2020)年度 1.4%、令和 3(2021)年度 1.9%、令和 4(2022)年度 0.9%、令和 5(2023)年度 1.4%であった。

心身の障害で対応を要する学生に対しては、障がい学生支援委員会が窓口になり、合理的配慮に基づいて必要な処置について個別対応をしている。具体的対応では、受講環境の配慮、試験環境での配慮などがある。対応方針は、「一宮研伸大学における障がい学生支援に関する基本方針」を令和 5(2023)年 4 月に定め、ホームページ上に公表した。

(3) 2-2 の改善・向上方策(将来計画)

学生への学修支援は、学生が看護職としての実力を修得して将来活躍できるようにする支援として、大学の最重要課題に位置付けて教職員全体で取り組んでいく。

中でも成績低迷者、成績不振者を早期に把握して、1 年次から支援することに力点を置き、新教務ポータルシステムを活用した修学状況の把握により、アドバイザーが中心になりながら、教育委員会、学生生活支援委員会で情報共有を図り、早期の個別支援に繋げるようきめ細かな対応の強化を図っていく。

関連して、障がい学生には、障がい学生支援委員会による合理的配慮に基づいた個別支援を一層広げていく。

また、学修支援の基盤として、学生間のコミュニケーション環境を一層活発にするため、コロナ禍で途絶えていた対面での大学祭の実施やサークル活動の再開への取り組みの強化を図る。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学では、キャリアサポート委員会が中心になり、学務課担当職員と協働しながら、学生のキャリア支援の取り組みを行っている。キャリアサポート委員会において4年間にわたるキャリア支援計画を策定し、1 学年からのキャリア支援を行っている。看護師、助産師として病院への就職活動が主なので、それに向けた支援活動となる。

1 年次には、キャリア形成の入門として、「社会人として求められるもの」、「病院の選び方、マナー講座」など、社会人・看護職としての就職への意識づけを意図した講座を実施している。2-3 年次では、自己分析の方法、就職や就職試験の動向を知り、それらに基づき進路を考えることができるように、「インターンシップの活用法」などの講習会を行っている。3-4 年次では、「自己 PR、履歴書の書き方」、「エントリーシートの書き方」や「面接の受け方」など、就職活動に直接関連するテーマの講習会を企画している。新卒応援ハローワーク(経済産業省管轄)、キャリア形成サポートセンター(厚生労働省)、外部就職支援機関(マイナビ・ナースセンター)などの外部機関のキャリア支援サービスの利用も行っている。4 年次の実際の就職活動にあたっての履歴書やエントリーシートの書き方や面接の受け方・練習については、アドバイザー及びキャリアサポート委員会も個別に相談に乗っている。

【表 2-3-1】キャリア支援に関するイベントの開催

開催日	開催方法	イベント名	主催者	対象学年
2023/4/5	学内	就職活動の進め方、今後のキャリア支援	ナース専科	2
2023/4/6	学内	本学のキャリア支援	キャリアサポート委員会	1
2023/4/6	学内	キャリアサポート関連	キャリアサポート委員会	4
2023/4/7	学内	就職・進学関係	マイナビ	3
2023/4/7	学内	大雄会看護部説明会	大雄会	3

2023/5/20	学内/Zoom	保護者向け就職ガイダンス	キャリアサポート委員会	全学年
2023/5/24	学内	社会人としてのマナー講座	エスパシオエンタープライズ (株)	1
2023/6/20	学内	先輩からのメッセージ	キャリアサポート委員会	3
2023/7/21	学内	身だしなみ講座	花王グループカスタマーマーケティング (株)	2・3
2023/7/18	学内	ホームカミングデイ	キャリアサポート委員会	2・3
2023/8/23	学内	学内病院説明会	キャリアサポート委員会	2～3
2023/9/11	学内	病院内定の決め手等に関するアンケート	キャリアサポート委員会	4
2023/9/25	学内	就職試験関連	ハローワーク	3
2023/9/26	学内	病院の選び方等	マイナビ	2
2023/9/26	学内	キャリアサポート室の紹介	キャリアサポート委員会	1
2023/11/21	学内	ナースの働くサポート	愛知県ナースセンター	4
2024/2/14	学内/Zoom	履歴書の書き方講座	愛知県ナースセンター	3
2024/2/14	学内/Zoom	大雄会病院説明会	大雄会	3

令和 5(2023)年 8 月には、2-3 年次を対象に卒業生の就職が多い病院を中心に 10 病院を招いて大学内で病院説明会を開催した。就職担当者(看護副部長など)とともに就職した卒業生も参加し、病院担当者から身近に病院紹介を受けることに加えて、卒業生の働いている現状を聴くことができる場として、学生にとって就職活動を進める動機となった。

また、キャリアサポート室を設けて、各病院から求人資料を保管し、公開・閲覧可能としている。病院案内、看護師・助産師募集要項などの求人資料、就職した卒業生の現状を掲載した病院レポートなど各病院からの資料を保管しており、学生が自由に閲覧でき就職活動に活用している。キャリアサポート室には、卒業生が就職試験を受けた病院での面接試験や小論文、筆記試験の内容などが記載された資料も保管されており、受験する病院の選択や就職試験の際に参照できる。

主な病院の採用試験の日程と試験情報は、学務課担当職員が一覧表にまとめ、キャリアサポート室において管理し、就職活動する病院選定の情報として利用されている。アドバイザーは担当学生の就職活動の状況把握に努め、相談があった時などにもこの情報は活用されている。その他、大学院への進学、助産師課程や保健師課程への進学を目指す学生のために、情報(チラシ、募集要項、学校案内など)を配置し、閲覧できるようにしている。

就職先病院の内定が得られた学生には「採用試験受験結果報告書」の提出を求め、随時学生の就職状況の把握に努め、就職内定が遅れている学生の支援にも活用している。この「採用試験受験結果報告書」には、受験した病院の採用試験(面接や小論文、筆記試験など)の内容についても記載してもらい、在学生在が就職活動で活用する資料としている。一部の進学希望者(助産師や保健師希望など)を除いて、病院就職希望者の内定率は 100%となっている。

就職先がほぼ決定した4年次後期には「キャリア形成論」の講義があり、就職後の看護職としてのキャリア形成、キャリア・ラダーや将来像など、就職に向け各自のキャリア形成について考える機会を提供している。

令和3(2021)年から、ホームカミングデイを開催し、卒業生が来学して病院での近況など意見交換する機会を設けている。令和5(2023)年7月には、ホームカミングデイの企画の一つとして、卒業生と在学生(2-3年次)との意見交換の場を設けた。令和5(2023)年9月に実施した学内病院説明会でも就職担当者のみでなく卒業生も同行していて、卒業生の働く状況について在学生と情報交換がされた。

また、新企画として、令和5(2023)年6月に「先輩からのメッセージ」を開催し、3年生を対象に、5人の卒業生から、病院の選び方や就職してからのキャリアプランについて話をしてもらい、就職活動の意欲を高める機会とした。

(3) 2-3の改善・向上方策(将来計画)

看護師・助産師の就職試験の時期が年々早まっており、4年次4月には採用試験が始まり、4~6月に集中している状況である。そのため、低学年からの就職活動の意識付けが重要となっており、それに留意したキャリア支援に努めている。

4年次4月には病院の採用試験が開始されることになると、遅くとも3年次までに就職先病院の選択や将来像を考えて、就職試験の準備をしておく必要がある。さらに、2-3年次からの病院のインターンシップへの参加となると、1年次から各自の将来像を考え、就職先病院を考える意識を持つ必要がある。こうした看護師・助産師の就職試験の時期の早期化を考慮して、キャリア支援講座を1年次から開始している。1年次では就職活動などまだまだ先と考えられがちであるが、1年次から各自の将来像・キャリア形成を考える意識化を図るように、キャリア支援の内容を計画している。新卒応援ハローワークは登録すれば無料で面接指導などの個別対応が可能であり、キャリア支援の外部サービスの利用も促進していく。

令和3(2021)年から開始したホームカミングデイについては、実際に働いている卒業生の近況は在学生にとって新鮮な情報であり、就職活動の進展に有用である。こうした卒業生との連携を深め、直接意見交換できる機会の増加を図る。

各病院からの求人情報は、一覧表に整理して学生や教員に配信することや、学生から提出された採用試験受験結果報告書による就職内定状況を教職員間で情報共有するなどして、就職内定が遅れている学生などに対する支援を引き続き図っていく。採用試験に関する履歴書やエントリーシートの書き方や面接の練習など、学生からの就職活動についての相談・要望についてもアドバイザーを中心に細やかな対応に一層努めていく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

「基準項目2-4を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生生活支援の組織として、教員と担当職員(学務課)から構成される学生生活支援委員会があり、学生生活の支援の取り組みを行っている。学生生活に関する相談窓口は学務課で、学生生活支援委員会の教員やアドバイザーと情報を共有しながら対応している。個別学生への対応は、アドバイザーが中心になり生活全般に関する相談に対応し支援している。個別対応には、必要に応じて学務課職員も協働している。

学生生活での心理的問題については、アドバイザーが個別対応するが、案件によっては学生相談室で学校カウンセラー(臨床心理士・公認心理師)との相談を勧めている。学生相談員は相談のしやすさも考慮し、外部所属者に依頼している。健康に関しては、保健休養室に学校看護師 1 人を配置し、健康診断記録の把握、相談・保健業務(週 2 日)を担当していたが、令和 6(2024)年 4 月から、学校看護師を 1 人から 2 人に増員(週 4 日)し、学生対応の体制強化を図ることとした。新型コロナウイルス感染症に対してのワクチン接種について、全学生を対象に集団接種会場での接種を愛知県担当部署と連絡を取りながら実施した。インフルエンザ予防接種も希望者に対して学内での接種を実施している。

在学生への経済的支援では、本学独自の特待生制度として、各学年の成績優秀者 3 人(計 12 人)に対し、1 人は授業料の全額を免除、2 人には半額を免除している。勤労奨学金として、学生 4 人に対して学内補助業務に従事することを条件として年間 20 万円奨学金を支給している。また、本学学生に限定された大雄会奨学金(一宮研伸大学看護師奨学金)があり、学生 5 人に対し年間 60 万円、4 年間 240 万円が大雄会から支給されているが、令和 5(2023)年度には、3 年生 3 人を対象として、年間 60 万円、2 年間 120 万円が支給されるように拡充された。これらの経済的支援を受ける学生は、それぞれ選考委員会を設けて選抜を行っている。

在学生への学生生活・経済的支援としては、本学に隣接しているシンパシー 1(女性寮)の利用がある。大雄会病院の看護師寮であるが、約 40 部屋について本学女子学生が利用でき、遠方からの入学者を優先し、経済的事情も考慮して入居の選抜をしている。寮費は 15,000 円であったが、令和 4(2022)年度から経済的支援を兼ねて以前の半額以下の月額 6,000 円に減額された。

また、男子学生などシンパシー 1 に入寮できない遠方の学生への支援として、愛知県住宅供給公社と協働し、大学近辺の県営住宅への入居の検討を開始した。地域の自治会活動への積極的な参加を通じて、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とした協定を愛知県と締結することにより、多様な年齢層の住民とのコミュニケーション実践の場と大学からほど近い住居環境を学生に提供することが可能となる。

本学以外の奨学金として、日本学生支援機構奨学金については、学務課が窓口となり、令和 4(2022)年度から、教務ポータルサイトにより学生へ情報発信の上、個別相談を実施して対応している。その他、自治体、各種財団法人からの奨学金の募集情報について、学務課で整理をして、教務ポータルサイトにより学生に周知を図っている。なお、病院による奨学金や実習病院からのアルバイト情報についても学務課で整理をして、キャリアサポート室において情報提供を行っている。

学生への課外活動支援では、一宮市 SDGs パートナー制度や、認知症に関するあいち認

知症パートナー企業・大学に登録したりして、愛知県や一宮市から様々な地域活動の情報を得て参加活動を促進している。また、社会貢献のボランティア活動の参加支援として、在学生からボランティア登録を募り、登録学生に地域ボランティア活動の紹介をして参加するシステムを構築している。登録者のメーリングリストを活用して、各種ボランティアの情報提供を行っており、令和 5(2023)年度は、19 件に延べ 180 名が参加した。とりわけ、一宮市 SDGs パートナー団体である NPO 法人元気ふれあい倶楽部におけるわくわくキッチンこども食堂には、毎月学生が参加し、食育・フードロス・経済困窮者への援助を行った。

学内の学生交流の促進支援として、大学祭やサークル活動への支援、新入生歓迎交流会の催しなどがある。大学祭(研伸祭)は毎年 10 月開催で学生独自に企画し、地元住民との交流機会ともなっていたが、コロナ禍で令和 2(2020)年度及び令和 3(2021)年度の 2 年間は対面での開催を中止した。令和 3(2021)年度は学生による動画作成のオンライン開催とし、5 つの学生グループ作成による動画が紹介された。令和 4(2022)年度は、本学関係者に限定して対面開催とした。令和 5(2023)年度は、4 年ぶりに地域住民の方々にも参加していただき、学生と地域住民との交流を図ることができた。サークル活動には活動支援金の制度があり、令和 5(2023)年度には、新たに 2 団体が活動を開始した。新入生歓迎会は、新学期のオリエンテーションの時期に、2 年次が中心に企画をして、アドバイザーグループごとに分かれて、1-2 年次間の交流を行い、大学生生活への導入を図っている。

(3) 2-4 の改善・向上方策(将来計画)

令和 2(2020)年から続いたコロナ禍の中で、学生生活は制限され、経済的・心理的支援の必要性が増している。

給付金や奨学金などの情報収集に努め、学生への周知を強化していきたい。大学独自の取組みとして、大雄会病院の協力のもとで、大雄会病院看護師寮の寮費を令和 4(2022)年 4 月から半額以下の月額 6,000 円に減額したところであるが、寮生には経済的に困窮している者も多く、寮費減額措置は経済支援策として多分に効果があるため、今後も同措置が継続できるよう、引き続き大雄会との調整を図っていく。

学生生活での心理的問題については、コロナ禍で自宅待機や外出制限などがあって学生間の交流が制限され、孤立感を強め苦悩する学生がみられる。緊急事態宣言時以外には大学として対面講義を継続し、学生交流の機会を増やす努力をしていく。また、個々の学生の悩みなどに対しては、必要に応じて教員・職員間で情報共有を強めながら、アドバイザーが個別対応する態勢をとっているとともに、学生相談室の学生相談員(臨床心理士・公認心理師)による相談機会も提供している。また、保健休養室の看護師滞在も令和 6(2024)年度から 2 人体制(週 4 日)に増やすなど、学生対応の体制強化を引き続き図っていく。

コロナ禍で学生の課外活動が休止状態に近い状態に陥っていたため、学生生活支援委員会が中心となって大学祭やサークル活動への支援を強め、学生の自主活動の活性化に努めていく。また、この状況下でも学生の地域ボランティア活動への参加意欲は高いことが伺われることから、地域ボランティア活動を組織的に進めるため、令和 4(2022)年度から開始したボランティア登録制度を活用し、登録学生に地域ボランティア活動の情報を広く紹

介し、より一層参加促進を図る。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地及び校舎について、校地は、大学及び大学院の共用として、8,943.6 m²（うち、借地 1,487.6 m²）であり、合計設置基準上必要とされる面積 3,500 m²を満たしている。

教育研究支援施設については、最新の設備が整っており、充実した講義室及び実習室を完備している。令和 5(2023)年度の大学院開設にあたっては、院生の学習環境の充実を図るため、院生共同研究室を整備した。

なお、インターネットの使用環境の整備も学生生活に欠かせないものとなっているため、全館学内 LAN 環境を整え教職員とも使用環境を整えている。学生が自由に使用できるマルチメディア教室（パソコン教室）も開放して、学修環境の整備を行っている。

また、教務ポータルサイトについて、学生・教職員双方の利便性の向上、ならびに安全な教学管理体制の構築のため、機能拡充を段階的に計画し、①成績管理、②Web 成績入力、③Web シラバス、④出席管理、⑤Web 可否確認、⑥学生カルテの導入を行っている。

さらに、大学構内の蛍光灯も新校舎及び一部改修した部分については、LED を導入しているが、順次 LED 化に向けて対応していく。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

図書館は 2 号館 1 階に位置している。平成 29(2017)年の改修工事により 484.50m²へと増床し、新たにグループ学習室やラーニングコモンズを設置した。平成 30(2018)年には、書架連結工事や棚板に落下防止テープを貼付するなどの地震対策を行っている。

令和 6(2024)年 5 月時点の蔵書点数は、図書が 18,748 冊、契約する雑誌が 32 種（うち電子ジャーナル 2 種）、視聴覚資料が 1,284 点である。看護・医学分野を含めた専門図書については、図書委員会が中心となって授業・実習カリキュラム進行に沿った選書を実施し、学生や教員のリクエストを受け付けている。また、知識や教養を育むことを目的とした一般図書については、司書資格を有する図書館職員による選書を中心に、学生の要望をふまえた蔵書の構築を行っている。

館内には、収容定員の約 30%となる 95 席の閲覧席を設置している。有線 LAN 接続のデスクトップパソコン（8 席）、無線 LAN 接続の貸出用ノートパソコン（10 台）を常備し、

データベース・電子ジャーナル・電子書籍など、電子資料を使用した学修活動が可能である。

なお、令和 4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症対策により座席の一部間引き、マルチメディア教室所属のノートパソコン（20 台）の一時設置を行っていた。これらのノートパソコンも、学修用として自由な利用が可能となっていた。

図書館の運営は、図書委員会（館長、教員 2 人、図書館職員 2 人）に諮り、図書館職員 2 人で業務を遂行している。令和 5(2023)年 4 月の大学院設置に伴い、令和 5(2023)年 6 月から月 1～2 回、9 時から 17 時まで土曜日を開館日とし、令和 5(2023)年度の開館日数は 252 日であった。令和 6(2024)年 4 月からは、平日は大学の施錠時間に沿った 9 時 00 分から 18 時 45 分、土曜日（月 1～2 回）は 10 時から 18 時の開館を実施している。コロナ禍以前は平日 9 時から 19 時 45 分の開館を行っていたが、コロナ対応に伴う縮小により、9 時から 18 時 45 分となり、5 類移行後は、令和 5(2023)年度においては再び 19 時 45 分までの開館となっていた。平日の夕方は週に 2、3 日程度勤労奨学生制度を活用し、学生が図書館受付業務その他のサポートを担っている。

学修・研究支援として、新入生及び入職者へのガイダンスのほか、各学年へのオリエンテーション、ゼミ、学年単位での情報検索の授業や講座、外部講師を招いての対面及びオンライン講習会を実施している。

学外者（卒業生及び他大学・機関所属者のみ）の利用は、新型コロナウイルス感染症対策により来館を禁止していた時期もあったが、現在は新規登録、利用ともに受け入れている。また、オープンキャンパスや学内催事の際には一般来場者への開放も行っている。

館内サービスだけでなく、実習先や自宅等で使用できる電子での図書館サービスの活用にも力を入れている。四年制大学開学時から、電子書籍及び国内データベースを開始したほか、令和 4(2022)年度までに国内外海外データベースを追加導入し、すべてのサービスにおいてリモートアクセスでの利用が可能である。これにより、授業、実習、課題でも広く活用されている。学外との連携は、相互貸借や文献複写サービス（ILL）のほか、大学コンソーシアム連合への加入で、高騰する海外の学術誌への対策をとっている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学は、開かれた看護大学を目指しており、障がいを持った方でも学修ができる環境を整備することに努めている。具体的には、既に学内にエレベーターや多目的トイレ・スロープを複数設置しており、既存の和式トイレについても温水洗浄便座付き洋式トイレへの順次変更を行っている。障がいを持つ人にとっての施設の利便性向上をさらに進めていく。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

講義室、ゼミナール室及び実習室の面積・規模等については適切に配置している。

なお、座学中心の講義では受講者数に応じた教室で授業編成を行い、実習・演習科目では少人数のグループに分け、かつ複数教員（助手含む）の配置による指導等を実施し、教育効果の向上を図っている。

(3) 2-5 の改善・向上方策(将来計画)

学生の学修環境及びキャンパスの整備は順次行っているが、今後も、充実した学修環境の整備を進めていくとともに、3号館の空調設備やトイレ改修など老朽化による各箇所の整備を迅速に行っていく。今後も学生生活アンケートや意見箱等から学生のニーズを吸い上げ、よりよいキャンパスライフを保証していく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見や要望は、日常的にはアドバイザーによる担当学生との定期的な面談(前期・後期のオリエンテーションの時期など)で、個々の学生の学修状況についての意見交換により把握し、必要に応じた支援に努めている。アドバイザー教員は、担当学生との面談によって個別学生の意見や要望を把握し、それに応じた学修支援を行っている。また、学修支援を要する学生については、教員・学務課職員合同で隔月に開催しているアドバイザー会議の場で報告され、個別対応の必要性などについて検討している。教育委員会は、学期ごとの成績評価により成績低迷者・困難者をリストアップし、情報提供している。これらによって学修支援を要する学生を明確にし、教職員全体で情報共有して、対象学生への学修支援に繋げている。個別支援が必要な場合には、アドバイザーに学務課担当職員も加わって、担当学生(場合によっては保護者も同伴)との個別面談を行うなどの支援を行っている。

授業科目ごとの「授業評価アンケート」を毎学期(前・後期)に実施しており、学生の授業評価(授業満足度や授業方法など)、学生の意見などを把握している。その結果は、各講義担当教員へ報告されるとともに、FD・SD 委員会で整理・分析して、全体の結果については情報共有を図り、大学全体としての学修支援の改善に反映している。また、卒業予定者を対象に「学位授与方針に関するアンケート」を実施して、大学4年間にわたる学修環境などについての評価・意見を集約している。この結果は、教育委員会で分析され、アドバイザー会議の場で情報共有され、学修支援の在り方について検討する基本的資料となっている。それに基づいて教育内容や学修支援の内容について必要な改善策を図っている。

学生から学生生活全般に関する意見や要望を聞くため、「意見箱」を設けている。意見への回答については、関係部署で検討し、回答内容(改善事項など)を作成し、学生掲示板へ掲示するとともに、令和4(2022)年度から導入した教務ポータルサイトでの回答も行っている。これにより「意見箱」への投稿も増加している。意見には、直接的な学修支援に関する意見や要望は少ないが、学修環境に関しては、図書館やゼミ室の利用時間の延長、

講義室授業環境の改善、Wi-Fi 環境の改善などの意見や要望が挙げられている。学生からの要望については、改善に向けて適切に対応し解決を図っている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握についても、前述したアドバイザーと担当教員との面談などを通じた情報把握が中心になっている。アドバイザーからの情報は、教職員間の情報共有の場で報告され、学生の状況について検討し、必要な支援を図っている。

学生生活全般に関しての学生の状況の把握、必要な対処などの検討は、学生生活支援委員会が中心に担っている。学生生活支援委員会では、毎年全学生対象に「学生生活アンケート」を実施しており、委員会での分析の後、まとめられた結果は教職員に情報提供されている。これにより学生生活全般における問題の把握、必要な対処に努めている。

また、次に述べる様々な情報についても学生生活支援委員会で検討され、大学全体としての問題の改善・解決に向けた取り組みに繋げている。

心に関する健康相談は、学生相談室での学校カウンセラー(臨床心理士・公認心理師)による相談機会を設けている。学生相談室の利用情報に関しては、学生生活支援委員会で検討され、必要な対処に繋げている。学生の保健休養室利用に関しては、保健休養室の整備と学校看護師の常駐増加の要望が多くあり、令和 4(2022)年から広い保健休養室を確保するとともに、看護師の常駐も週 2 日に増やし、さらに、令和 6(2024)年 4 月から、2 人の交代制勤務により週 4 日体制に強化した。保健休養室利用の学生の状況によって、学校看護師または学務課担当職員からアドバイザーへ連絡され、必要な対処を行っている。また、安全衛生委員会において学校看護師から保健休養室の利用状況が報告され、必要な検討が行われている。ハラスメント等人権擁護に関する委員会でも、ハラスメントの視点から学生に心理的問題が起きていないか情報交換し、必要に応じて予防的な対応に努めている。このように多方面からの意見集約により学生の心身の状況の把握を図り、早期の対応に努めている。

経済的支援に関する学生の意見・要望についての把握は、アドバイザーからの情報、奨学金などの窓口となっている学務課担当職員からの情報が中心になっている。特に奨学金などの窓口となっている学務課担当職員が経済的支援に関して学生の個別相談に乗っている。これらの情報は、学生生活支援委員会で情報共有され、必要な対処について検討されている。学生の経済的困窮に対して、大学独自の経済的支援として、大雄会病院の協力による大雄会病院看護師寮への学生の寮費の月額 6,000 円への減額がある。また、奨学金情報などの学生への提供強化に努めている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望の把握は、教育委員会が中心になって、毎学期(前・後期)に実施される「授業評価アンケート」や卒業時の「学位授与方針に関するアンケート調査」、学生生活支援委員会の「学生生活アンケート」、学生から教員に伝えられる情報などを集約して検討・対処している。また、学生から学生生活全般に関する意見や

要望を聞く「意見箱」を設けている。学修環境に関しては、講義室環境の整備、図書館開館時間の延長、ゼミ室の利用時間の延長、Wi-Fi 環境の整備などの意見・要望がみられ、改善に向けた対応の契機となっている。

学修環境の整備では、令和 2(2020)年からの新型コロナウイルス感染症の流行により、学内の IT 環境の充実に関する要望が多くなり、Zoom による双方向オンライン講義システムの導入、マルチメディア教室と図書館のパソコン更新、学内 Wi-Fi 環境充実、各教室の IT 環境の充実を図ってきた。これにより学内のオンライン環境が充実し、学内であれば、マルチメディア教室と図書館のパソコンの使用や、各自のパソコンの Wi-Fi での使用が可能になり、学修環境が整備された。同時に図書館でのオンラインによる専門資料検索について、医中誌 Web、最新看護検索 Web、メディカルオンライン、CiNii Articles、Nursing & Allied Health Premium、PubMedなどを導入し、更なる充実に努めている。

(3) 2-6 の改善・向上方策(将来計画)

学生の意見・要望への対応では、学生の意見・要望の的確な把握と、早期の対応がカギとなる。現状で力を発揮しているのが、アドバイザーからの担当学生の情報把握による個別対応である。個々の学生の状況については、アドバイザーの情報、学務課の情報、教育委員会の情報、学生生活支援委員会の情報、学生相談室利用の情報、保健休養室利用の情報、安全衛生委員会の情報、ハラスメント等人権擁護に関する委員会の情報など、多方面からの情報が存在し、それらは隔月開催の情報共有の場に集約され、教職員全体で問題把握を図り、早期対応に努めている。個別対応においてこのシステムは有効に働いており、各組織間の情報共有に向けた連携の強化など、この有機的な情報共有の機会の更なる充実に努める。

大学全般に関しては、学修支援、学修環境に関しては教育委員会が、学生生活全般に関しては学生生活支援委員会が中心になって、情報を分析・検討し、必要な対応策を図っている。そこでは、毎学期(前・後期)に実施される「授業評価アンケート」や、卒業時の「学位授与方針に関するアンケート調査」、学生生活支援委員会の「学生生活アンケート」、随時の「意見箱」が組織的な意見集約システムとして機能している。特に「意見箱」は、その時々々の学生の直接的な意見や要望を把握するのに有効に働いている。「意見箱」は、学生からの意見や要望の提出・回答を Web で行うことができ、全学生を対象に周知されるため、利便性とともにも有効性も高い。学生が意見箱へ投稿しやすい環境を整備するとともに、投稿内容に注視して学生のニーズ把握に一層努める。

【基準 2 の自己評価】

建学の精神に基づき、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を定め、大学案内、学生募集要項、ホームページに掲載するとともに、オープンキャンパスや大学説明会など、様々な機会を通して周知を図っている。入学試験では、アドミッション・ポリシーに適合した選抜基準を定め、公正・適切に運用している。各年度の入学定員充足率は、いずれの年も 100%を上回っている。

学修支援組織として、教育委員会、学生生活支援委員会及び障がい学生支援委員会があり、事務組織では学務課が担当し、教員と職員が協働して大学全体で学修支援に対応して

いる。また、アドバイザー制度を設けており、学生の個別相談・支援できる体制をとっている。学修困難学生に関する情報共有の機会を設け、早期支援に繋げている。令和4(2022)年度から新教務ポータルシステムを導入し、学生及び教員ともに学修履修状況の把握が容易にでき、学修支援に活用している。

キャリア支援は、キャリアサポート委員会が中心になり、就職活動に関連する講習会を企画するとともに、卒業生との体験交流会や病院案内なども大学内で実施し、キャリアをイメージしやすい機会の提供に努めている。各病院からの求人情報は一覧表に整理し、キャリアサポート室において求人資料・進学情報や卒業生の就職活動経験など資料を保管し活用を促している。学生の就職内定状況を教職員間で情報共有するなどして、キャリア支援を図っている。アドバイザーも個別に相談に乗るなど、キャリア支援に取り組んでいる。

学生生活支援としては、学生生活支援委員会があり、相談窓口は学務課で、アドバイザーと情報を共有しながら対応している。心理的問題については、学生相談室で学校カウンセラー(臨床心理士・公認心理師)が個別相談に応じる体制をとっている。健康に関しては、保健休養室に担当看護師1人を配置し、保健休養室業務(週2日)を担当しており、令和6(2024)年度からの増員を決定している。経済的支援では、本学独自の特待生制度、勤労奨学金制度、大雄会奨学金、大雄会病院の看護師寮の利用提供がある。その他、学務課が窓口となって、学生への情報発信、個別相談を実施して対応している。

課外活動支援では、学生生活支援委員会が中心となって大学祭やサークル活動への支援を強め、学生の自主活動の活性化に努めている。地域ボランティア活動を組織的に進めるため令和4(2022)年度より在学生のボランティア登録制度を創設し、地域ボランティア活動の情報を広く紹介して参加促進を図っている。

学修環境に関する学生の意見・要望の把握は、教育委員会、学生生活支援委員会、FD・SD委員会が中心になって、「授業評価アンケート」、「学位授与方針に関するアンケート調査」、「学生生活アンケート」に加え、学生から教員に伝えられる情報や学務課担当職員で把握した情報などを集約して検討し、改善などに活用している。また個別学生の要望を聞く「意見箱」を設けており、早期の改善・対応に生かされている。

以上により、基準2の要件を満たしていると判断できる。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

【看護学部】

看護学部では、学部の教育理念を踏まえ、ディプロマ・ポリシーが策定されている。

ディプロマ・ポリシーは、学修ガイダンスへの掲載ならびに各学期開始時のガイダンスでの学生への説明、大学案内への掲載、大学ホームページでの公表により、学内外への周知を図ってきた。

令和 4(2022)年度のカリキュラム移行に伴い、大学の理念（教育研究上の目的）及び教育理念、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを変更した。新たなディプロマ・ポリシーについて学生に周知するため、令和 4(2022)年 4 月開催の前期ガイダンスにおいて、全学年を対象に、教育委員会委員長より説明を実施した。特に、令和 3(2021)年度以前入学生（2 年次から 4 年次）は、入学時のディプロマ・ポリシーと変更になるため、説明用資料も配付し周知を図った。

なお、シラバスには、科目概要と対応するディプロマ・ポリシーを明記し、ディプロマ・ポリシーについての理解促進を図っている。

【大学院看護学研究科】

大学院看護学研究科では、研究科の教育理念を踏まえ、ディプロマ・ポリシーが策定されている。ディプロマ・ポリシーは、大学ホームページでの公表、学修ガイダンスへの掲載ならびに各学期開始時のガイダンスでの学生への説明により、学内外への周知を図っている。なお、シラバスには、科目概要と対応するディプロマ・ポリシーを明記し、ディプロマ・ポリシーについての理解促進を図っている。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

【看護学部】

看護学部では、ディプロマ・ポリシーを踏まえて単位認定基準を設けている。「一宮研伸大学看護学部履修規程」により、単位認定に係る定期試験受験資格、成績評価基準、卒業要件を規定している。学生には、学修ガイダンスへの掲載ならびに各学期開始時のガイダンスでの説明により周知を図ってきた。

科目ごとの成績評価方法は、シラバスに明記している。成績評価方法については、評価

方法（筆記試験、課題レポート、授業参加状況など）と評価割合を明記し周知している。

定期試験等の受験資格は、全授業時間数の 2/3 以上の出席と規定している。授業の出席管理は、教務ポータルサイトにて学生個々の出欠席データを集約し管理している。学生、アドバイザー、学務課が閲覧でき、学修支援に活かしている。

令和 3(2021)年度以前入学生は、臨地実習科目において単位数先修条件を規定し、単位修得の条件を課している。

令和 4(2022)年度以降入学生からは、単位数先修条件に加え進級要件を規定している。

【大学院看護学研究科】

大学院看護学研究科では、ディプロマ・ポリシーを踏まえて単位認定基準を設けている。

単位認定、修了要件、修了認定については、「一宮研伸大学大学院学則」で定めており、また、単位認定に係る定期試験受験資格、成績評価基準は、「一宮研伸大学大学院看護学研究科修士課程履修規程」で定めている。

学生には、学修ガイダンスへの掲載ならびに各学期開始時のガイダンスでの説明により周知を図っている。

科目ごとの成績評価方法はシラバスに明記している。成績評価方法については、評価方法（筆記試験、課題レポート、授業参加状況など）と評価割合を明記し周知している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【看護学部】

看護学部では、各科目の単位認定はディプロマ・ポリシーを踏まえたものとなっており、単位認定に基づく卒業認定もディプロマ・ポリシーを踏まえたものとなっている。

単位認定、卒業認定については、「一宮研伸大学学則」第 5 章教育課程、第 6 章卒業及び学位等で定めている。学修ガイダンスに掲載して学生及び教職員に周知している。

授業科目の種類と単位数、履修条件及び単位認定基準は、「一宮研伸大学学則」を遵守し、各授業科目の成績は、以下のとおり基準を設けている。

- 1 試験等の成績の評価は、100 点を満点としその科目の担当教員が次の基準により行う。

試験等成績	100～90 点	89～80 点	79～70 点	69～60 点	60 点未満
定期試験評価	A A	A	B	C	D
追試験評価	A		B	C	D
再試験評価	C				D
判定	合格				不合格

- 2 追試験の成績の評価は、A・B・C・Dの4段階とする。
- 3 再試験・再実習の成績の評価は、C・Dの2段階とする。
- 4 受験資格がない場合、又は、電話等による連絡ができず欠席した学生で、かつ試験日を含む原則3日以内（土・日・祝日を除く）までに理由書の提出がない場合、その科目はEとなる。

なお、定期試験等の成績結果は、日程を定めて発表すると同時に、学生に対して既得単位の確認を指導している。各学期の単位取得状況について、学生は教務ポータルサイトに

て確認をしている。また、保護者には成績表を郵送し通知している。

本学に4年以上在籍し、看護師課程のカリキュラムに指定された履修すべき単位の条件を満たし、所定の単位数を取得した者は、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定し、学士(看護学)の学位を授与している。

履修科目の修得レベルを示す基準として、GPA 制度を活用している。さらに「一宮研伸大学看護学部 GPA 等の運用に関する規程」に基づき、GPA 値別に教員による学修支援を実施している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の検証には、学生によるディプロマ・ポリシー到達度の自己評価ならびに教員による授業科目点検評価を実施している。

学生による自己評価は、4 年次を対象に、ディプロマ・ポリシーに関する卒業時の到達度状況を調査している。また、令和 5 (2023) 年度から令和 8 (2026) 年度にかけて、全学年を対象に、ディプロマ・ポリシーに関する達成状況の自己評価を実施することとし、令和 5 (2023) 年度は、1 年次を対象に実施した。令和 6 (2024) 年度は、1 年次、2 年次を対象に実施する。

教員による評価は、担当授業における科目到達目標を「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシー」と照合した上で、当該学期の成績状況も踏まえ授業内容の点検評価を実施している。

【大学院看護学研究科】

大学院看護学研究科では、各科目の単位認定はディプロマ・ポリシーを踏まえたものとなっており、単位認定に基づく修了認定もディプロマ・ポリシーを踏まえたものとなっている。

単位認定、修了認定については、「一宮研伸大学大学院学則」で定めている。学修ガイダンスに掲載して学生及び教職員に周知している。

授業科目の種類と単位数、履修条件及び単位計算基準は、「一宮研伸大学院学則」を遵守し、各授業科目の成績は、以下のとおり基準を設けている。

- 1 試験等の成績の評価は、100 点を満点としその科目の担当教員が次の基準により行う。

試験等成績	100～90 点	89～80 点	79～70 点	69～60 点	60 点未満
定期試験評価	A A	A	B	C	D
追試験評価	A		B	C	D
再試験評価	C				D
判定	合格				不合格

- 2 履修登録変更期間後に履修科目の受講をやめた場合は、その科目の成績はEとなる。

(3) 3-1 の改善・向上方策(将来計画)

【看護学部】

看護学部では、ディプロマ・ポリシーの学内外への周知については、学修ガイダンスへの掲載ならびに各学期開始時のガイダンス時の学生への説明、大学案内への掲載、大学ホームページでの公表により実施しており、今後も継続する。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準については、学修ガ

イダンスへの掲載ならびに各学期開始時のガイダンスでの説明により周知し、教授会にて審議を行い厳正な適用を実施している。

今後は、ディプロマ・ポリシーの到達状況を、学生による自己評価や教員による授業点検評価の結果から検証し、到達度の向上を図っていく。

【大学院看護学研究科】

大学院看護学研究科では、ディプロマ・ポリシーの学内外への周知については、学修ガイダンスへの掲載ならびに各学期開始時のガイダンス時の学生への説明、大学案内への掲載、大学ホームページでの公表により実施しており、今後も継続する。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、修了認定基準については、学修ガイダンスへの掲載ならびに各学期開始時のガイダンスでの説明により周知している。

今後は、令和 5(2023)年度入学生の単位認定を行うに際して、ディプロマ・ポリシーの到達状況を、学生の自己評価や教員による授業点検評価により吟味し教授会にて審議を行い厳正な適用を図っていく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

【看護学部】

看護学部では、建学の精神及び教育理念に基づき、ディプロマ・ポリシーを策定し、それに沿ったカリキュラム・ポリシーを定めている。カリキュラム・ポリシーは、学修ガイダンスへの掲載ならびに各学期開始時のガイダンスでの学生への説明、大学案内への掲載、大学ホームページでの公表により、学内外への周知を図ってきた。

【大学院看護学研究科】

大学院看護学研究科では、建学の精神及び教育理念に基づき、ディプロマ・ポリシーを策定し、それに沿ったカリキュラム・ポリシーを定めている。カリキュラム・ポリシーは、学修ガイダンスへの掲載ならびに各学期開始時のガイダンスでの学生への説明、大学案内への掲載、大学ホームページでの公表により、学内外への周知を図ってきた。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

【看護学部】

看護学部のカリキュラム・ポリシーは、教育理念とディプロマ・ポリシーとの関連性を踏まえ編成している。この関連性を可視化するためカリキュラム・マップを作成している。

ディプロマ・ポリシー「1. 高い倫理観を持ち人間の生命と尊厳及び権利を尊重し行動することができる」、「2. 人々からの信頼を得るための品格を養うため、誠実に、礼節をもって行動することができる」は、教育理念の「Identity(人・看護職としての倫理と品格)」に該当する。幅広い人間性を育むために、教養科目群に、人間・社会学、コミュニケーション基礎技能を学ぶ「アカデミックスキルズ」、「情報科学」、「教養ゼミナール」を1年次に配置している。

ディプロマ・ポリシー「3. 根拠に基づく専門的知識・技術、ならびに論理的思考力による臨床推論により、対象の健康の保持増進、疾病予防、健康回復、QOL 向上に寄与する看護を提供することができる」は、「Knowledge(専門的知識・技術、論理的思考力)」を有し、「人々の健康の保持増進と生活の質の向上に貢献」できる看護実践力を育むために、専門基礎科目群、専門科目群を配置している。専門基礎科目群には、「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ちと回復の促進」、「健康支援と保健医療システム」を、専門科目群には、「看護の基礎」、「看護の実践」、「看護の統合と発展」の関連科目を配置している。また、臨地実習機関との緊密な連携により、演習や臨地実習を配置している。

ディプロマ・ポリシー「4. 保健・医療・福祉のチームの一員として、各専門職の役割を理解し、連携・協働して、看護職の役割を考え果たすことができる」は、「根拠に基づく論理的思考力」を発展させるために、連携科目群に「教養ゼミナール」、「卒業研究(卒論ゼミナール)」などのゼミナール形式の自律型少人数学習科目や「看護研究法」などを配置している。専門科目群では、演習や臨地実習の学習方法としてシミュレーション学習を実施している。

ディプロマ・ポリシー「5. 地域の特性を理解した上で、地域に貢献する活動を志向することができる」は、病院から地域在宅分野まで包括的に理解し、「地域社会に貢献できる看護実践力」を育むため、「地域看護論」、「家族の健康と看護」、「在宅看護論」、「エンド・オブ・ライフ看護論」を配置するとともに、各専門科目において関連する地域在宅分野まで包含した講義・演習・実習を配置している。

さらに、助産師課程においては、地域の周産期医療を担う助産師の育成のための科目を配置している。

以上のように、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性は、十分に確保されている。

シラバスには、科目ナンバリングを明記し、学生が体系的に学修できるよう整備している。

【大学院看護学研究科】

大学院看護学研究科のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの関連性を踏まえ編成している。この関連性を可視化するためカリキュラム・マップを作成している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

【看護学部】

カリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程を教養科目群、連携科目群、専門基礎科目群、専門科目群、助産師課程専門科目群に区分し、体系的に編成している。

令和 4(2022)年度のカリキュラム移行時のカリキュラム・ポリシーの変更に伴い、旧カリキュラム(令和 3(2021)年度以前入学生用)と新カリキュラム(令和 4(2022)年度入学生以降用)との読み替え科目間の運用について整備した。その後、各学期開始時に、読み替え科目を適用する対象者を把握し、適切な運用のもと履修計画の支援を行っている。

【大学院看護学研究科】

教育課程の編成方針は、すべての専門性の基礎となる共通科目を1年次に配置し、あわせて各専門分野・領域の専門性を向上させるための専門科目を1年次に配置している。それらを修得しながら、専門性をさらに探究する研究科目を1年次後期から2年次に配置している。専門科目は、“地域創成ケアシステム”と“地域生活創成看護”の2分野で構成する。“地域創成ケアシステム”分野は、「看護マネジメント学」、「看護科学」の2領域からなり、“地域生活創成看護”分野は「次世代育成看護学」、急性・療養生活支援看護学、「メンタルヘルス支援看護学」、「がん療養生活支援看護学」の4領域からなる。各領域に「特論Ⅰ～Ⅱ」「演習」を配置している。なお、「がん療養生活支援看護学」のがん看護CNSコースについては、日本看護系大学協議会から高度実践看護師教育課程として認定されている。

また、職業を有する学生の柔軟な学びを支援するため、長期履修制度を設けており、令和 5(2023)年度入学生2人からの申請を許可した。

3-2-④ 教養教育の実施

【看護学部】

看護学部では、教養教育において、幅広い人間性を育成するために、教育課程「教養科目群」に、「人間・社会学関連科目」、「コミュニケーション関連科目」、「自然科学関連科目」を配置している。教養科目群の卒業要件は27単位で、必修科目17単位以外に選択科目10単位以上取得が必要である。

【大学院看護学研究科】

大学院看護学研究科では、教養教育において、共通科目「地域創成ケアシステム論」、「死生学」、「看護理論」、「看護倫理」などの科目を配置している。共通科目の卒業要件は17単位で、必修科目7単位以外に選択科目10単位以上取得が必要である。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【看護学部】

看護学部では、教授方法として、少人数グループ教育について工夫をしている。

少人数グループ教育は、主にゼミナール形式の授業科目において実施されている。1年次「教養ゼミナール」では、アドバイザーグループ単位でゼミナールを編成し、アドバイザーが分担して授業を実施している。

「教養ゼミナール」は、少人数グループでの討論を通して、学生が関心のあるテーマを見つけ

深めながら、レポート作成の過程（文献検索・収集、文献の読み方、エビデンスの質の見分け方、レポートの作成、発表や討論）を経験し、これらの学修を通して、基本的な学修スキルを身につけるとともに、大学における学修への意欲を高めることを目的としている。

「教養ゼミナール」の授業は、履修者全員が一斉に受講する全体活動と、グループ単位で実施するグループ活動で展開している。第1回目から3回目の全体活動は、科目責任者とともに担当教員が協力し、レポート作成、グループ討論に関する講義・演習、文献検索方法に関する講義・演習を行い、ゼミナール形式の授業において必要な基礎知識や授業参加態度を学修している。第4回目以降はグループ活動に移行し、担当教員別を実施している。

旧カリキュラムが適用される3年次と4年次に向けては、3年次に「連携ゼミナールⅡ」、4年次に「総合ゼミナール」、「卒業研究」（いずれかを選択）を実施している。「連携ゼミナールⅡ」では、各自が探究したいテーマを選定し、研究計画またはプロジェクト計画を作成する。その後の「総合ゼミナール」または「卒業研究」では、その結果を論文（レポート）にまとめるとともに、自己の今後の課題を明確にする。これらの一連の取り組みを通して、課題解決に向けた企画力・行動力、表現力、コミュニケーション能力、課題解決能力などの総合的な実践力を育むことを目的としている。3年次「連携ゼミナールⅡ」は、学生の志望する専門領域を事前に調査したうえで、講師以上の教員数で算出した人数で学生を配置している。4年次「総合ゼミナール」、「卒業研究」は、同一の教員が2年間に渡り担当し、継続的な研究指導を実施できる環境を整えている。なお、新カリキュラムにおいては、上記の旧カリキュラム3科目を統合し、令和6(2024)年から3-4年次「卒業研究（卒論ゼミナール）」として開講する。

【大学院看護学研究科】

大学院看護学研究科では、各授業科目において、アクティブラーニングやシミュレーション教育、地域でのフィールドワークを積極的に導入する方針である。

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

【看護学部】

看護学部では、カリキュラム・ポリシーの学内外への周知については、学修ガイダンスへの掲載ならびに各学期開始時のガイダンス時の学生への説明、大学案内への掲載、大学ホームページでの公表により実施できており、今後も継続する。ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性についても十分に確保されており、カリキュラム・マップで明示している。

教育課程編成において、令和6(2024)年度では、新旧カリキュラムが開講しているため、令和3(2021)年度以前入学生の履修計画に支障がないよう支援をしていく。

【大学院看護学研究科】

大学院看護学研究科では、令和5(2023)年度以降の入学生における履修状況も踏まえ、次年度以降のカリキュラムについて、共通科目や専門科目の開講時期等について検討し、点検評価をしていく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

【看護学部】

看護学部では、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の検証として、学生によるディプロマ・ポリシー到達度の自己評価ならびに教員による授業科目点検評価の方法を整備した。

学生による自己評価は、4 年次を対象に、ディプロマ・ポリシーの到達状況に関してアンケート形式で実施しており、1 期生から運用している。令和 5(2023)年度に 4 期生を対象とした結果では、ディプロマ・ポリシーの各項目の到達状況について、5～7 割の学生が「非常に当てはまる」と回答しており、ほぼ全ての学生が「非常に当てはまる」あるいは「大体当てはまる」と判断していることが明らかとなった。なお、昨年度 3 期生との比較では、4 期生はどの項目も「全く当てはまらない」あるいは「あまり当てはまらない」と回答した人数が低下していた。これは、コロナ禍に伴う臨地での実習方法の制限が緩和されたことが影響していると考えられる。

教員による評価は、令和 4(2022)年度から実施している。学内教員の担当科目について、「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシー」と科目到達目標との照合を踏まえ、授業設計、学生の到達状況、次年度改善点について点検評価した結果をとりまとめた。調査結果については、報告書を所定のドライブに保存し教職員間で共有している。

【大学院看護学研究科】

大学院看護学研究科では、令和 5(2023)年度以降の入学生における履修状況も踏まえ、令和 5(2023)年度の入学生の単位認定に際し、学修成果について、学生の自己評価や教員による授業点検評価による評価方法を用いて整備する。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【看護学部】

看護学部では、教育内容・方法及び学修指導の改善のため、学生による授業評価アンケートを実施している。アンケートの実施要領は FD・SD 委員会にて整備している。授業担当教員は、調査結果を踏まえ次年度への改善策などを検討し報告書に記載している。調査結果は、学期別に報告書冊子を作成し、学生や教職員に公開している。アンケート回答方法

をオンライン形式に変更し、回答時間も確保するなど利便性を図っているが、回答率の低下が課題である。学生に授業評価アンケート実施の目的、依頼内容を丁寧に説明し周知を図っている。

授業評価アンケートの評価については、各項目の平均値について経年変化を分析している。新型コロナウイルスが蔓延しだした令和元(2019)年後期から、令和 2(2020)年前期にほぼすべての項目において評価が低下していた。大半の講義がオンラインで開催され、教員学生ともにオンラインでの講義に十分対応できていなかったからだと考えられる。令和 2(2020)年後期の評価では、新型コロナウイルスの蔓延前まで評価が戻っていた。一部講義はオンラインのままであったが、1 年生を中心に対面の講義が行われたこと、学生教職員ともにオンラインの講義に慣れてきたことなどが考えられる。令和 3(2021)年前期の評価ではさらに評価が上昇していた。ほとんどの講義が対面で実施されたことによる影響であると考えられる。令和 3(2021)年度後期にはさらに評価が上昇したが、令和 4(2022)前期では上昇はあまり見られず、令和 4(2022)年度後期では全体的に評価が低下し、令和 5(2023)年度前期において評価の回復が見られた。

【大学院看護学研究科】

大学院看護学研究科では、令和 5(2023)年度入学生における履修状況も踏まえ、次年度以降の教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けて、学修成果について学生や教員に説明してフィードバックする。

(3) 3-3 の改善・向上方策(将来計画)

【看護学部】

看護学部では、学生によるディプロマ・ポリシー到達度の自己評価、教員による授業科目点検評価、学生による授業評価アンケートを実施し、学修成果の点検や教授方法の改善など取り組んでいる。今後は、新カリキュラム（令和 4(2022)年度入学生以降用）の学年進行に合わせ、各科目の評価結果を教員間で共有し、授業方法の改善に反映させていく。

【大学院看護学研究科】

大学院看護学研究科では、令和 5(2023)年度入学生における履修状況や単位認定・修了認定も踏まえ、次年度以降の学修成果の点検評価方法を構築していく。

【基準 3 の自己評価】

【看護学部】

看護学部では、ディプロマ・ポリシーを策定し周知している。また、「一宮研伸大学学則」をはじめとした各規程において、単位認定基準、成績評価基準、進級要件、卒業認定基準等を定め、学生や教職員に周知するとともに、成績評価の公平性を担保するための工夫も実施している。さらに、カリキュラム・ポリシーも周知し、カリキュラム・マップによる検証を通じてディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しながら、教育課程を体系的に編成している。教授方法の開発及び学修成果の点検についても、学生による授業評価アンケートや教員による授業科目点検評価を通じて、学生及び教員にフィードバックし、教授方法の改善に努めている。

【大学院看護学研究科】

大学院看護学研究科では、令和 5(2023)年度入学生における履修状況や単位認定・修了認定も踏まえ、次年度以降の学修成果の点検評価方法を整備する方針である。

以上により、基準3の要件を満たしていると判断できる。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

学長の職務と権限は、「学校法人研伸学園 組織規程」第 15 条の規定により、「学長は大学の校務をつかさどり、所属の職員その他を統督し、大学を代表する」としている。「一宮研伸大学 学則」では、入学、卒業、学位の授与及び教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項は、教授会の意見を聴いて、学長が決定するとされている。また、「一宮研伸大学 ガバナンス・コード」3-1 により、「学長は、①学則第 1 条に掲げる「一宮研伸大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、看護に関する高度な専門知識と実践的能力及び幅広い教養並びに豊かな人間性を備え、保健・医療・福祉の向上、発展に寄与できる医療専門職者を育成することを目的とする。」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。②学長は、理事会から委任された権限を行使します。③所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。」と定めている。なお、「学校法人研伸学園 組織規程」第 16 条では、「副学長や学長補佐を置くことができる」と規定されているが、現在は置いていない。また、調査・企画部門として、学長直轄に IR(Institutional Research)室が置かれている。

学長を中心とした運営体制として、「学校法人研伸学園 大学運営会議規程」により、学長、理事長代行、研究科長、学部長、法人事務局長、大学事務長等が出席し、大学運営会議を毎月 1 回開催している。学長が議長を務め、教学を含む大学全体の運営方針を決定している。学内の主要な構成メンバーが参加することで、各部署の意見が集約され、方針決定に反映されている。また、内部質保証推進会議も学長直轄に置かれ、この会議は、学長、学部長、事務局長、教務学生部長、IR 室長などから構成され、内部質保証の推進を図っている。そして、学長及び大学運営会議がこの会議を管理し方針を定めることで、大学の内部質保証を推進する体制をとっている。令和 3(2021)年には「一宮研伸大学の重点課題(2022 年度～2026 年度)」を定め、教職員に周知して、課題達成に取り組んでいる。

このように、学長職務と権限は明確になっており、学長の適切なリーダーシップを発揮できる体制が確立されている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の教学マネジメントを効果的に推進するため、学長直轄の大学運営会議及び内部質保証推進会議が置かれ、大学全体の方針を定めている。その下に、学部長及び研究科長が置かれ、「学校法人研伸学園 組織規程」第 17 条の規定により、「学部長は、その学部の専属事項を処理し、所属職員を指導する。」、第 17 の 2 の規程により、「研究科長は、その研究科の専属事項を処理し、所属職員を指導する。」と定められている。

学部長は、「一宮研伸大学看護学部 教授会規程」第 4 条「教授会は、看護学部長が招集し、その議長となる。」により、教授会を招集し、学部運営をしている。第 3 条により、教授会では、「学長が学生の入学及び卒業に関する事項、学位の授与に関する事項等について決定するに当たり意見を述べるものとする」こととされている。

研究科長は、「一宮研伸大学大学院看護学研究科 教授会規程」第 4 条「研究科教授会に議長を置き、看護学研究科長をもって充てる。」により、研究科教授会を招集し、研究科運営をしている。第 3 条により、研究科教授会では、「学長が学生の入学及び課程の修了に関する事項、学位の授与に関する事項等について決定するに当たり意見を述べるものとする」こととされている。

学部の教学に関しては、教育委員会が設置され、教務学生部長が委員長を務め、学務課長とともに、教学関連の業務を遂行している。学生生活支援に関しては、学生生活支援委員会が設置され、教務学生次長が委員長を務め、学務課担当者とともに業務を遂行している。その他、実習委員会、入試委員会、障がい学生支援委員会、ダイバーシティ委員会、研究推進委員会、研究等における人権擁護・倫理委員会、キャリアサポート委員会、FD・SD 委員会などが置かれ、教育研究及び大学の運営に関する業務を担う体制となっている。各委員会での活動内容は、教授会に報告され、全体の合意のもとで活動している。

大学院に関しては、大学院運営委員会が設置され、研究科長が委員長を務め、研究科の管理・運営・入試・教育が円滑に行われるよう業務を遂行している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

法人事務局には、統括責任者の事務局長の下に総務課（総務係、会計係）を置き、また、大学事務局には、総務課、学務課、入試広報室、図書係を置いて、「学校法人研伸学園組織規程」第 6 章に規定された事務分掌により業務を担当しており、大学全体の教学マネジメントを支える仕組みを整えている。

毎日始業時には、各部署で朝の打合せなどによって情報共有をしているとともに、事務局定例会議を原則週 1 回開催し、事務局の効率的で自主的な運営に必要な意思形成を行っている。

本学の運営を円滑に進めるため、教授会の下に置かれている各種委員会には、職員も委員として参画しており、職員の意見が意思決定に反映されており、教職協働による体制を確保している。

(3) 4-1 の改善・向上方策(将来計画)

教学マネジメントの強化に向けて、学長が主宰している大学運営会議及び内部質保証推進会議を中心として、大学の方針を決定する現在の体制を一層推進する。大学運営会議及

び内部質保証推進会議ともに、教職員間の意思疎通を図り、協働体制を作っているところであるが、IR 室の活動を強化し、様々なデータの分析などにより取組み課題を明らかにし、教学マネジメント推進の補佐体制として強化していく。同時に、教授会を中心とした教育委員会や学生生活支援委員会など各種委員会の活動を強化することで、学長のリーダーシップのもと、組織的に役割・機能を発揮する体制の推進を図る。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学は、大学設置基準及び大学院設置基準の定めるところにより、教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置を行っている。現在の専任教員数は 33 人で、その内訳は教授 11 人、准教授 4 人、講師 11 人、助教 7 人であり、基準を満たしている。その他に、助手 3 人を配置している。

【表 4-2-1】教員数一覧（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在 単位:人）

学部・学科	専任教員数					設置基準数 (教授数)
	教授	准教授	講師	助教	計	
看護学部・看護学科	11	4	11	7	33	12(6)

その他に、助手 3 人

本学教員の採用、昇任は「一宮研伸大学看護学部 教員選考規程」及び「一宮研伸大学看護学部 教員選考基準」に基づき実施している。教員採用の場合には、教授中心の 4 人からなる教員選考委員会が構成されて、原則として公募制で行われている。応募者について、個人調書、教育研究業績書、教育研究への抱負等を記載した自己推薦書などの書類審査及び面接(教授選考ではプレゼンテーション)を行い、教育上・職務上の能力について総合的に評価して採用候補者を選出する。その結果に基づき、人事教授会で最終採用候補者を選定し、学長の了解を得たのち、理事長の承認を得て採用が決定する。また昇任に際しては、教授の推薦により候補者を絞り、教員選考委員会で適否を審議し、昇任が適格とされた場合には、人事教授会で昇任の適格について決議し、学長の了承を得たのち、理事長の承認を得て決定している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学の FD 活動は、FD・SD 委員会(教員と事務職員で構成)を中心として、教員・職員の

能力向上に向けた取組みをしている。FD については、看護師養成課程のカリキュラムが令和 4(2022)年度から新しくなり、また、新型コロナウイルス感染症の流行によりオンライン教育が拡大する中で、どのような教育実践が望ましいのかなど、教育の質の向上を目指した研修会などを企画・運営している。外部講師による研修会とともに、学内教員による教育実践の報告会などを行い、グループに分かれた意見交換の場を設けて、より良い教育実践に向けた経験交流を行っている。

FD・SD 委員会は、前期及び後期の 2 回、学生による授業評価アンケートを実施し、その評価・分析を行っている。個々の授業に関する結果は、授業を担当した教員に通知され、それに基づいて各教員は各自の授業について改善点を報告することになっており、授業改善に繋げている。全体の結果(「学生の意欲と授業満足度」と「授業方法に関する学生評価」)については、全教員に周知するとともに、大学ホームページ上で公表して学生も閲覧できるようになっている。また、授業評価アンケートの分析結果の詳細は、教育委員会に報告され、教育改善の基礎資料として活かされている。

令和 4(2022)年度には、教育研究の質の向上及び活性化を図るため「一宮研伸大学教員評価規程」を制定し、教員の教育研究活動等の実績・成果を評価し、教員の学長表彰を実施した。

また、令和 5(2023)年度には、「一宮研伸大学 FD・SD に関する基本方針」を制定し、本学の FD・SD 活動は、本学教職員に必要とされる知識・能力・技能の習得や、授業内容・方法の改善のための研修等を行い、組織的かつ体系的に教育の質の改善・向上を図るものであるとした。

【表 4-2-2】令和 5 年度に実施した FD 研修会

開催日	会 名	講 師	主 催
2023/7/19	科研費獲得のための支援	安藤教授、肥田講師	研究推進委員会
2023/7/26	研究支援のための研修会 「実験研究 -人と動物からの 2 つのアプローチ-」	藤本教授	研究推進委員会
2023/8/31	研究支援のための研修会 「質的研究について」	肥田講師	研究推進委員会
2024/2/21	倫理研修会 人を対象とする研究の倫理	藤田医科大学 飯島祥彦教授	研究等における人権 擁護・倫理委員会
2024/3/13	教員研究発表会	小島准教授、佐久間講師、 岩井講師	研究推進委員会

(3) 4-2 の改善・向上方策(将来計画)

本学では、大学設置基準を満たす教員編成とし、基準に定められた教員数を上回るよう配置している。欠員が生じる場合には、教員採用を事前に公募制にて実施し、教員選考委員会を構成し、個人調書、教育研究業績書、教育研究への抱負等を記載した自己推薦書などの書類審査及び面接(教授選考ではプレゼンテーション)において、教育上・職務上の能力を総合的に評価・判断している。また、専任教員の昇任についても、教員の教育・研

究での実績を評価し、領域担当教授からの推薦を経て、昇任に繋げるようにしている。

FD・SD 委員会の活動を継続して、教員の能力の向上に向けた取り組みを強化する。FD 研修会でのグループに分かれた意見交換による経験交流は、各教員の教育改善の刺激にもなっており重視していく。また、学生による授業評価アンケートは、教育成果の評価でもあり、教育改善の基礎資料ともなるため、回答率の向上に努めるとともに、分析結果の活用を図っていく。結果については、大学ホームページ上で公表して教員・学生ともに閲覧できるようにしており、引き続き教育改善に繋げていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

本学の教育研究活動等を適切かつ効果的に運営していくため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、その資質・能力を向上させるため、事務局長が委員となっている FD・SD 委員会において SD に関する企画・立案を行っている。

学内の研修については、教員・職員合同の研修として、外部講師を招き、令和 5(2023)年度は、「ハラスメント防止に関する研修会」、「大学における合理的配慮に関する講演会」を開催した。

外部の研修については、文部科学省、日本私立大学協会、日本私立学校振興・共済事業団、愛知県私立大学協会、私立大学図書館協会などが主催する研修会に積極的に参加しており、参加後は報告書や事務局定例会議等で共有している。

また、令和 4(2022)年度から、IDE 大学協会に加盟し、東海支部が主催する「大学と高校との懇談会」、「大学セミナー」にテーマに沿った担当職員が参加し、他大学の取組状況等の情報を得る機会となっている。

【表 4-3-1】令和 5 年度に参加・実施した SD 研修会

開催日	会 名	主 催
2023/4/19	ハラスメント防止研修会 (学内) (対面、欠席者は後日動画視聴)	ハラスメント等人権擁護に関する委員会
2023/4/20	第3回公開セミナー 「大学教育と AI との関係性 ーChatGPT の光と影ー」(オンライン)	名古屋大学高等教育研究センター
2023/6/5	大学教員向け電子教科書・教材活用ウェビナー (オンライン)	(株) NIT EDX

一宮研伸大学

2023/6/9	愛知県私大教務研究会 2023 年度総会・春季研究会 (金城学院大学)	愛知県私大教務研究会
2023/6/21	大学における合理的配慮について (対面、欠席者は後日動画視聴)	FD・SD 委員会
2023/6/23	私立大学図書館協会 2023 年度西地区部会研究会 (オンライン)	私立大学図書館協会
2023/7/12	令和 5 年度学生指導研究会東海地区愛知県支部 月例懇談会 「学生とのコミュニケーションスキル」 (名古屋文理大学)	学生指導研究会東海地区愛知県支部
2023/7/24	IIE 大学と高校との合同シンポジウム 「学ぶ意欲を持ち続ける人材を育てる教育」 (オンライン)	IIE 大学協会東海支部
2023/8/25	IIE 大学セミナー「大学教育と図書館」 (オンライン)	IIE 大学協会東海支部
2023/8/31	教務系職員初任者向け講習会 (オンライン)	大学教務実践研究会
2023/9/4	死生学から学ぶ「今を生き抜くレジリエンス」(対 面、欠席者は後日動画視聴)	FD・SD 委員会
2023/9/5	令和 5 年度東海・北陸・近畿地区学生指導研究会 東海地区部課長研究会 (オンライン)	東海・北陸・近畿地区学生指導研究会
2023/9/7	東海地区キャンパス・ハラスメント研究会 第 13 回東海セミナー 「性の多様性とハラスメントー誰もが安心して過 ごせるキャンパスづくりのためにー」 (オンライン)	名古屋大学ハラスメント相談センター
2023/10/6	公益財団法人私立大学退職金財団 令和 5 年度業務説明会 (京都ガーデンパレス)	公益財団法人私立大学退職金財団
2023/10/7	中部・北陸地区研究会 「先輩職員の履歴書」企画 (オンライン)	大学行政管理学会
2023/10/11	令和 5 年度(通算第 60 回)大学教務部課長相当 者研修会 (オンライン)	日本私立大学協会
2023/10/21	教務系事務部門中堅者向け講習会(教務事務編) (名古屋大学東山キャンパス)	大学教務実践研究会
2023/11/2	大学教務実践研究会 「大学設置基準改正をどのように捉え、活かすか ー教職協働による SD の可能性ー」 (オンライン)	大学教務実践研究会
2023/11/17	令和 5 年度保健管理担当職東海地区研究会 (豊橋技術科学大学)	全国大学保健管理協会東海・北陸地方 部会保健管理担当職東海地区研究会

2023/11/21	令和5年度東海・北陸地区学生指導研修会 (オンライン)	東海・北陸地区学生指導研究会
2023/11/30	令和5年度学生指導研究会東海地区愛知県支部月 例懇談会11月例会 「学生のボランティア活動への支援」 (朝日大学)	学生指導研究会東海地区愛知県支部
2023/11/13 ～ 2024/1/13	愛知県私大事務局長会 2023年度職員研修会 「私大を取り巻く環境と経営改革」～期待される 職員の力～(動画配信)	愛知県私大事務局長会
2023/12/8	愛知県私大教務研究会 2023年度秋季研究会 (IMV ビル)	愛知県私大教務研究会
2023/12/12	こころの絆創膏セミナー2023 「希死念慮を乗り越えた若者の体験談を活用した 新たな自殺対策の試み」 (名古屋大学東山キャンパス)	名古屋大学総合保健体育科学センター
2024/1/11	令和5年度名古屋市支援者支援研修 支援者のためのストレスケア研修 (ウインクあいち)	名古屋市健康福祉局健康部健康増進課
2024/2/9	令和5年度日本学生支援機構奨学事業連絡協議会 (名古屋ガーデンパレス)	日本学生支援機構

(3) 4-3 の改善・向上方策(将来計画)

高度化・複雑化する大学運営に対応していくためには、職員に求められている能力も変化しており、継続して職員の資質・能力の向上を図っていかなければならない。本学は小規模大学で限られた組織体制であるが、職員一人ひとりの能力を十分に発揮できるよう適正な人事、組織編成を心掛けるとともに、高度な知識や対応力の修得に向けて、内部研修の充実や外部研修への積極的な参加など、職員の能力開発を推進していくよう、さまざまな機会を効果的に活用しながら研鑽を深めていく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

講師以上の専任教員には個別の研究室が、また、助教・助手・大学院生には共同研究室

が用意されており、研究に取り組む環境が整っている。また、研究活動日の確保について、講義・演習や実習などの教育業務以外の時間については許可され、学会参加や研究による学外出張などでは、事前に研究出張届を提出することで承認を得ることができる。

研究推進委員会が中心になり、教員の研究を推進するための活動を行っている。研究デザインや統計などの研修会の開催や、科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）申請のための体験者による講習会や申請への相談・援助の活動、教員の研究内容の発表会による経験交流など、教員の研究活動の促進を図っている。

図書館では、インターネットによるデータベース文献検索として、無料の CiNii Articles、PubMed に加えて、医中誌 Web、最新看護検索 Web、メディカルオンライン、Nursing & Allied Health Premium など有料の検索サイトも提供して、看護研究の推進を図っている。また、学内の研究活動の発展を目指して、論集編集委員会を発足、令和 4(2022)年 3 月に一宮研伸大学紀要第 1 巻を発行し、教員の研究成果の発表の場としており、今後年 1 回刊行していく。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理に関しては、「一宮研伸大学研究公正委員会規程」、「一宮研伸大学研究等における人権擁護・倫理委員会規程」、「一宮研伸大学研究活動及び公的研究費の管理・監査に関する規程」、「一宮研伸大学公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」を定め、不正行為の禁止を明記するとともに、高い倫理性のもとに研究活動を行うことを規定している。

「一宮研伸大学研究公正委員会規程」では、研究不正が行われた場合の調査などの対応等について定めている。「一宮研伸大学研究等における人権擁護・倫理委員会規程」では、研究の遂行にあたって事前に研究計画書を外部委員も加わった委員会に提出し、承認を受ける必要があると定めている。また、科研費など公的資金については、「一宮研伸大学研究活動及び公的研究費の管理・監査に関する規程」、「一宮研伸大学公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」により、公的研究費を適正に管理するための基本指針を定め、内部監査などを行うことで、不正利用の予防に向け厳正に管理している。同規程により、全教員から不正を行わない旨の誓約書の提出を義務付けている。さらに、研究活動の不正に関しては、不正事例の特徴や不正を行った場合の処罰内容などを解説する研修会を年 1 回全教職員対象に行っている。加えて、研究倫理教育として、日本学術振興会の研究倫理教育 e ラーニングプログラム(eL CoRE)を受講し、受講修了証を提出することを義務付けている。科研費を申請する場合には、この受講修了書の提出を条件としている。また、研究不正に関する研修会、外部講師による研究倫理研修会などの開催や、研究等における人権擁護・倫理委員会による研究計画の審査など、厳正な運用が図られている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

教員への研究活動の支援として、教授・准教授・講師・助教に 20 万円、助手に 5 万円を配分して、研究資金の援助をしている。また、研究室以外にもパソコンをマルチメディア室及び図書館に配置し、自由に使用できる環境を整備している。同時に、Wi-Fi 環境を整備し、学内の研究室などで無線 LAN の使用が可能になっている。また、研究データの統計解析に利用できるように、統計解析ソフト SPSS を 3 セット（教員全員が時間や場所を

問わず使用できる同時使用ライセンス）購入し、研究の促進に活用している。

外部資金の募集情報については、全教員にメールで周知している。また、科研費については、申請の説明会や科研費取得者の経験発表会などを行うとともに、科研費申請書の書き方の相談や支援を行っている。

なお、令和 5(2023)年度 科研費公募に対する採択状況は、代表者 8 件(基盤研究(C)6 件、若手研究 1 件、研究活動スタート支援 1 件)、分担者 22 件(基盤研究(B)2 件、基盤研究(C)20 件)である。

(3) 4-4 の改善・向上方策(将来計画)

研究環境については、教員個人研究費の支給や研究日の確保、外部資金(科研費など)の獲得など、教員の研究活動の活性化をさらに推進する。令和 4(2022)年度には研究推進委員会を新たに設置し、競争的研究資金の獲得や研究遂行へ向けた支援など、教員に対する研究活動支援のための活動を開始したところであり、研究計画書の提出手続きの簡素化や明確化を図り、研究を進めやすい環境の整備に一層努める。

また、研究不正の発生を防止するとともに、研究倫理教育を一層充実させ、高い倫理性のもとに適正な研究活動の遂行に向け努める。

【基準 4 の自己評価】

教学マネジメントは、学長のリーダーシップのもと、大学運営会議及び内部質保証推進会議を中心として運営され、有効に機能している。その下に、教授会、教育委員会、学生生活支援委員会など各種委員会が配置され、それぞれの役割を果たしている。これらの会議には教員とともに担当職員が参加しており、教職協働で運営されている。

専任教員は、大学設置基準を上回る教員数の配置をしている。教員の採用・昇任については、教員選考委員会で選考し、人事教授会で選定するなど、選考基準に基づいて適切に運用している。教職員に対しては、FD・SD 研修会を開催し、教職員の能力向上への取り組みをしている。

研究環境については、教員の個人研究費の支給や研究日の確保、外部資金(科研費など)の獲得など、教員の研究活動の活性化に努力している。令和 4(2022)年度には研究推進委員会を新たに設置し、教員に対する研究活動支援のための活動を開始している。研究倫理についても、研究倫理教育 e ラーニングプログラム、研究不正に関する研修会、外部講師による研究倫理研修会などの開催や、研究等における人権擁護・倫理委員会による研究計画の審査など、適正に実施されている。

以上により、基準 4 の要件を満たしていると判断できる。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学園は、「学校法人研伸学園寄附行為」第 3 条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、専門性を持ち、社会に貢献できる有能な人材を育成することを目的とする。」と定め、「一宮研伸大学学則」第 1 条において、「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、看護に関する高度な専門知識と実践的能力及び幅広い教養並びに豊かな人間性を備え、保健・医療・福祉の向上、発展に寄与できる医療専門職者を育成することを目的とする。」、また、「一宮研伸大学大学院学則」第 1 条において、本学大学院は、建学の精神に基づき、深い学識と卓越した能力や人間力を培い、看護における高度な専門職として地域の看護界の発展に寄与することを目的とする。」と明示している。

本学の経営は、「学校法人研伸学園寄附行為」、「学校法人研伸学園理事会会議規則」、「学校法人研伸学園組織規程」、「学校法人研伸学園経理規程」等に基づき、適正に運営されている。

情報公開について、私立学校法第 33 条の 2 及び第 47 条の規定に基づき、寄附行為、財産目録等については、事務局に備えており閲覧に供している。また、私立学校法第 63 条の 2 及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規程に基づき、寄附行為、財産目録等及び教育研究活動等の状況については、本学ホームページで遅滞なく公表しており、法人運営、教育研究活動の公共性・適正性を確保し、ステークホルダーへの説明責任を果たしている。

また、主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、より強固な経営基盤に支えられ、時代の変化に対応した大学づくりを進めることを目的として、「学校法人研伸学園一宮研伸大学ガバナンス・コード」を策定した。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学園及び本学の使命・目的を達成するため、「一宮研伸大学の重点課題(2022 年度～2026 年度)」を策定し、目的の実現に向け活動をしている。

大学全体として内部質保証の推進に取り組むため、大学運営会議の下に内部質保証推進会議を設置し、本学が掲げる理念、目標及び各種方針を実現するため、自らの活動について継続的に点検及び評価を行い、改善及び向上に努めている。

本学園と本学の連携の下、学内及び学外の情報を収集・分析し、本学の効率的・効果的な計画立案、戦略策定、評価及び意思決定を支援するための組織として、IR 室を設置し活動している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

1) 環境保全への配慮

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、学内に自動体温測定器、飛沫防止のビニールカーテン、各所にアルコール消毒液を設置するなど、感染防止に努めた。

令和 4(2022)年 3 月には、新興感染症またはそれに類する事態が発生した場合でも、学内の全教職員が協力して切れ目なく感染症対策を継続することにより、大学機能を可能な限り維持貢献するため、「新興感染症等における事業継続計画(BCP)ー特に新型コロナウイルス感染症を中心にー」を策定した。

本学園は、看護職を目指す者は生涯に渡り非喫煙者であることが望ましいと考え、平成 20(2008)年度に我が国の大学・短期大学で初めて、受験資格に「非喫煙者であること」を掲げた。

2) 人権への配慮

本学が、今後より一層、「豊かな人間性と高度な専門性で地域に貢献する。」という大学の理念を実現するために、人間の多様性を尊重し、多様な人々が能力を発揮しながら、地域に貢献することができる大学でありたいとの考えから、「一宮研伸大学ダイバーシティ宣言」を策定している。

また、構成員及び関係者の教育、研究、就業及び修学に関する権利その他の人権を擁護することを目的として、ハラスメント、二次加害行為等の防止、被害の救済その他問題への対応に関し、「学校法人研伸学園ハラスメント等人権擁護に関する規程」を策定しており、学内のハラスメントに起因する問題を調査・審議するため、ハラスメント等人権擁護に関する委員会を設置しているとともに、学部 1 年生対象のハラスメント防止に関する講義、教職員対象のハラスメント防止に関する研修会を定期的に開催し啓蒙に努めている。

障がい学生支援に関しては、障がいのある学生が、その障がいによって修学上の不利益を被ることのないよう努めるべく、「一宮研伸大学における障がい学生支援に関する基本方針」、「一宮研伸大学障がい学生支援に関する規程」を制定し、障がいを有する学生への合理的な配慮の提供や、入学試験時の配慮申請への対応を行っている。

3) 安全への配慮

様々な事象に伴う危機事象に迅速かつ的確に対処するため、本学園における危機管理体制及び対処方法を定めることにより、本学園の学生、教職員等の安全確保を図るとともに、本学園の社会的な責任を果たすことを目的とした「一宮研伸大学危機管理規程」を策定している。

災害時の対応と体制に関する本学の基本的な行動指針として、「一宮研伸大学防災・災害対策マニュアル」を作成するとともに、各自が日頃から災害に備え、災害発生直後から適切に行動できるよう、毎年 1 回防災訓練を開催している(令和 2(2020)～3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止)。また、大地震などの災害によって被害を受け、事業活動の継続が困難な状況に陥った時の対応について、その基本方針と初動対応から事業復旧までの手順を示した「一宮研伸大学 BCP (大規模地震編)」を策定している。

令和 3(2021)年度には、一宮警察署の協力により、学内への不審者侵入に対応するため、刺股等の取扱いに関する講習会を実施した。

1 号館 1 階ロビーには、自動体外式除細動器(AED)を設置し、不測の事態に対応できる体制を取っている。

(3) 5-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学の使命・目的を達成するための「一宮研伸大学の重点課題(2022 年度～2026 年度)」を着実に達成するため、年度ごとに「事業計画」を策定し、年度末に「事業報告書」により達成状況を検証している。また、次年度以降の改善に繋げるため、内部質保証推進会議において、PDCA サイクルを組織的に機能させ、計画の着実な遂行を図っていく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会については、「学校法人研伸学園寄附行為」第 11 条において、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定しており、法人業務の管理運営に関する最高意思決定機関として、法的な責任を有していることを認識し、適切に運営されている。

理事会を構成する役員については、「学校法人研伸学園寄附行為」第 5 条において理事の定数が 6 人、監事の定数が 2 人と定められており、第 6 条において、第 1 号理事として「一宮研伸大学長」、第 2 号理事として「評議員のうちから評議員会において選任した者 1 人」、第 3 号理事として「学識経験者のうちから理事会において選任した者 4 人」となっている。役員の任期は、第 1 号理事を除き 3 年となっている。令和 5(2023)年度は 4 回開催した。

(3) 5-2 の改善・向上方策(将来計画)

私立学校法の改正に伴い、学校法人の責務や役員の職務と責任が明確になり、理事会や評議員会の役割と責任も明文化されたことで、役員や評議員の意思決定は社会的責任やその重責を担い、時代に即応した理事会機能の質的向上の必要性を認識している。今後も、関係法令や寄附行為に基づき、学園の使命・目的の達成に向け、戦略的に意思決定ができる体制を整備し、適切な管理運営を図る。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人の最高意思決定機関である理事会及び理事会の諮問機関である評議員会は、令和 5(2023)年度においては理事会を 4 回、評議員会を 3 回開催し、「学校法人研伸学園寄附行為」に規定する議案の決議を行っている。

評議員については、「学校法人研伸学園寄附行為」第 21 条の規定に従い、理事会、評議員会において適切に選任しており、13 人で評議員会を構成している。

理事会を構成する理事には、学長が選任されており、本学に関する重要事項について意思決定を行っている。また、評議員会には、学長、学部長が評議員として選任されており、本学園が理事会において意思決定を行う際、評議員会への諮問事項等があった場合には、評議員としての識見に加え、本学の状況を報告し意見を述べている。

本学の管理・運営を円滑に行うため、理事長、学長、学部長、研究科長、事務局長等で構成される大学運営会議が設置されており、審議・決定された事項については教授会で報告され、意見聴取している。また、教授会の報告事項については、教授会構成員以外の教職員にも配信し、情報共有を図っている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学園の管理運営に係る基本方針は、理事長、理事会において決定される。本学の教学については、大学において決定・実施されるが、大学の教学の責任者である学長は、本学園の理事でもあり、制度的にも実質的にも法人及び大学の密接な関係の保持と相互チェックがなされる仕組みとなっている。

資産及び資金の管理運用については、「学校法人研伸学園経理規程」及び「学校法人研伸学園資産運用規程」に基づいて適切に行っている。

監事については、「学校法人研伸学園寄附行為」第 7 条の規定に従い、理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任しており、また、職務についても同第 7 条に規定されており、これに基づいて適切に職務を遂行している。2 人の監事は、本学園の最高意思決定機関である理事会及び評議員会に出席しており、法人の財産状況や理事の業務執行状況について監査し、意見が述べられており、また、監事と監査法人との間で意見交換の機会を持ち、円滑な監査業務の遂行に努めている。

(3) 5-3 の改善・向上方策(将来計画)

私立学校法の改正により、学校法人の責務や役員の職務と責任の明確化が図られたことで、監事を含めた理事会でのチェック機能や評議員会との相互チェックの機能はさらに重要性を増している。本学園においては、理事長及び学長のリーダーシップの下、法人と大学との適切な情報共有と連携が図られており、かつ、法人及び大学の意思決定や教職員に対する周知等についても合理的に行われ、社会的責任を十分に果たしている。今後も、さ

らなる相互の連携強化を図り、強固なガバナンス体制の構築を目指していく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 29(2017)年度開設の大学は、寄附行為変更認可申請時に計画した平成 27(2015)年度から令和 2(2020)年度までの財務計画を履行するため、その中期計画に基づいた年度予算執行管理と業務執行を行ってきた。令和 3(2021)年度からは、令和 5(2023)年度の大学院開設のための寄附行為変更認可申請時の財務計画を逸脱しないよう予算執行管理を行っている。年度予算編成については、原則として上記設置計画に沿った形でかつ収支の均衡を図りつつ各部門への予算配分を行っている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

安定した財務基盤の確立には、学生数のみならず補助金や寄付金等の外部資金を安定的に確保する一方で、中長期的視点での支出計画を施策する等により、学園の永続と発展に寄与するための将来的な整備計画等に備えることが重要である。

本学園は、平成 16(2004)年度に愛知きわみ看護短期大学(平成 29(2017)年度募集停止、令和元(2019)年度末閉学)を開設して以降、将来的な四年制大学への改組転換を見据えた計画に則り、一定の内部留保と財務基盤を確立したうえで平成 29(2017)年度に一宮研伸大学(以下「大学」という。)を開学するに至った。

大学の開学からこれまでの入学者数の推移は、開学以来の入学定員を割れることはなく、安定した学生確保を実現できており、また、収容定員充足率は 100%超過となっており、これに伴い経常収入の大部分を占める学生生徒納付金収入が収容定員ベースで収入超過となっている。【表 5-4-1】

経常費補助金収入は、開学から学年進行とともに増加し、完成年度の令和 2(2020)年度以降は一般補助を中心に収入は安定している。なお、開学以来、総合改革支援事業の採択はない。

【表 5-4-1】 大学開学からの学生数と経常費補助金の推移

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
入学者数(人)		97	98	87	83	96	96	86	80
収容現 員(人)	短大	167	86	－	－	－	－	－	－
	大学	97	191	271	349	360	353	352	364
		264	277	271	349	360	353	352	364
収容定員充足率		110.0%	115.4%	112.9%	105.1%	108.4%	106.3%	106.0%	106.0%
経常費補助金 (千円)		19,108	39,343	49,983	55,848	46,568	55,175	63,569	－

※入学定員 80 人、3 年次編入学定員 6 人、収容定員 332 人

また、寄付金収入は、特定公益増進法人寄付金と受配者指定寄付金の制度を設けており、大学ホームページにおいて広く公開し寄付金募集活動を行っている。

大学開学の平成 29(2017)年度は、人件費比率、教育研究経費比率、管理経費比率、事業活動収支差額比率ともに一時的に悪化しているが、主な要因は、学年進行中により学生収容定員未充足であることと補助金が学年進行分のみ対象となっていることにより収入が欠損していることである。完成年度の令和 2(2020)年度以降は、同比率が適正な範囲に収束し、また、事業活動収支比率がプラスに転じていることから安定した収支バランスを維持出来ていると言える。【表 5-4-2】

資産運用余裕比率に注視すると、大学設立前の平成 27(2015)年度には 2.39 年であったところ、大学設立時の校舎等増設などが影響し、平成 29(2017)年度には 0.61 年まで減少した。また、積立率についても、平成 27(2015)年度には 185.3%であったところ、同影響により、平成 29(2017)年度には 58.7%に減少した。しかしながら、完成年度の令和 2(2020)年度以後に単年度収支バランスを保てる状態になり同比率は上昇に向かっている。

積立率に若干不安はあるものの上昇傾向にあることと完成年度以後の収支均衡の結果として、令和 5(2023)年度決算での日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」では、A3 で正常状態であるため、大学の財務基盤は概ね安定していると言える。

【表 5-4-2】 事業活動収支関係比率と貸借対照表関係比率

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人件費比率	85.9%	80.0%	75.9%	60.4%	55.2%	59.2%	60.0%
教育研究経費比率	36.8%	30.7%	28.9%	24.4%	25.5%	26.7%	26.1%
管理経費比率	16.6%	11.4%	13.0%	9.8%	10.4%	10.0%	9.4%
事業活動収支差額比率	△39.2%	△21.8%	△17.6%	5.6%	9.0%	4.1%	10.7%
運用資産余裕比率	0.6 年	0.5 年	0.5 年	0.6 年	0.8 年	0.9 年	0.9%
積立率	58.7%	46.1%	38.0%	46.4%	56.0%	60.1%	61.0%

教員の研究費確保の観点から、科研費の獲得は重要である。開学当初には申請者数及び新規採択課題件数は少なかったものの、年度毎に増加しており、その結果として令和5(2023)年度には新規採択課題として直接経費 4,100 千円(期間全体)を獲得しており、外部研究費の獲得件数が一層増加するよう今後も推奨啓発していく。

(3) 5-4 の改善・向上方策(将来計画)

大学及び大学院の存続と発展のため、中長期計画に基づき毎年度予算における収支バランスを適正に保つことが重要であると考えます。

そのために、引き続き入学生を安定的に確保していくことのみならず、更なる経常費補助金の増額施策と寄付金募集活動を活性化していくこととともに、科研費の獲得に向けた啓発を引き続き行っていく。

さらに、財務関係比率など客観的指標に注視しながら、限られた財源の中で教育研究効果を最大限発揮できるような予算編成を引き続き行う。これにより適正な収支バランスを安定的に継続することで積立率等の上昇に繋げ、ひいては安定した財務基盤を確立していくことができると考える。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学園の会計処理は、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人研伸学園経理規程」、「学校法人研伸学園経理規程細則」、「学校法人研伸学園固定資産及び物品管理規程」、「学校法人研伸学園資産運用規程」に則り適正に処理されている。

日常の会計処理において判断に迷う場合は、契約している監査法人の指導助言や、日本私立学校振興・共済事業団などに相談の上で適切に処理している。

緊急応急的措置などのやむを得ない事由により予算の追加や変更を必要とする場合は、補正予算として編成し、評議員会の意見を聴いた後、理事会において承認している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については、監査法人の公認会計士3人により監査計画に基づき、理事会議事録や総勘定元帳を基に、取引内容や証憑書類の確認、備品や図書等の実査が行われる。令和5(2023)年度には期中監査(10月に2日間、2月に2日間、3月に1日間の計5日間)と決算監査(令和6年4月22日から8日間)が行われた。

監査法人による意見交換と報告等の場として、期中には監査ディスカッションを年1回実施し、年度監査終了後は監査結果説明を実施しており、いずれも監事及び理事長に対し

行われ、法人事務局長等も同席し意見交換や報告等が行われている。

監事監査は監事 2 人により行われ、「学校法人研伸学園寄附行為」第 7 条第 3 項に掲げる職務を遂行し、具体的には理事の業務執行や財産の状況、事業計画の進捗、入学生と在学生の在籍状況、その他の運営教学事項等について監査を行っており、その結果を監事による監査報告として理事会に報告されている。

(3) 5-5 の改善・向上方策(将来計画)

監査については、監査法人及び監事による監査が円滑に実施できるよう、また、監査法人と監事との連携が密になるよう、事務によるサポート体制を充実していく。会計処理については、今後も適正な処理に努めるとともに、担当職員の会計知識の一層の向上を図ることで、適正な会計処理の継続を担保していく。

【基準 5 の自己評価】

本学園は、学校教育法、私立学校法及び大学設置基準をはじめとする学園と大学の設置、運営に関連する法令を遵守し、学校法人の基本規則である寄附行為、組織規程、大学学則、経理規程、ガバナンス・コード等に基づき適切な運営を行っており、また、本学園の目的達成のため、中長期計画の策定や内部質保証の推進を図っている。

法人の最高意思決定機関である理事会とその諮問機関である評議員会は、寄附行為その他諸規程に基づき適切に運営されている。また、理事会及び評議員会には学長が選任されており、管理運営組織の法人と教学組織の大学との情報共有と意思疎通とともに、相互チェックと円滑な意思決定がなされている。必要に応じ、学生及び教職員の人權、安全等に対応する規程の制定、啓発活動、学内施設の整備等を行うことなど、学生の学修環境と教職員の労働環境にも配慮している。

理事会において意思決定された大学及び大学院の設置計画を含む中長期計画に基づき、年次予算編成とその管理を適切に行っている。また、大学開設以来、収容定員が充足していることから安定した収入を確保できていること、予算編成によりその収支の均衡を保つことにより、安定した財務基盤を確保できている。会計処理は諸規程に基づき適切に実行され、監査との相互連携による三様監査の体制が有効に機能している。

以上により、基準 5 の要件を満たしていると判断できる。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、内部質保証の組織の整備と責任体制を確立するため、「一宮研伸大学 内部質保証推進規程」を定め、その第 1 条において「この規程は、学則第 2 条第 2 項の規定に基づき、一宮研伸大学（以下「本学」という。）における教育研究活動等の状況に係る自己点検、評価及びその結果の公表並びに内部質保証の推進に関し必要な事項を定めるものとする」と定め、毎年度の自己点検・評価活動に全学的に取り組んでいる。

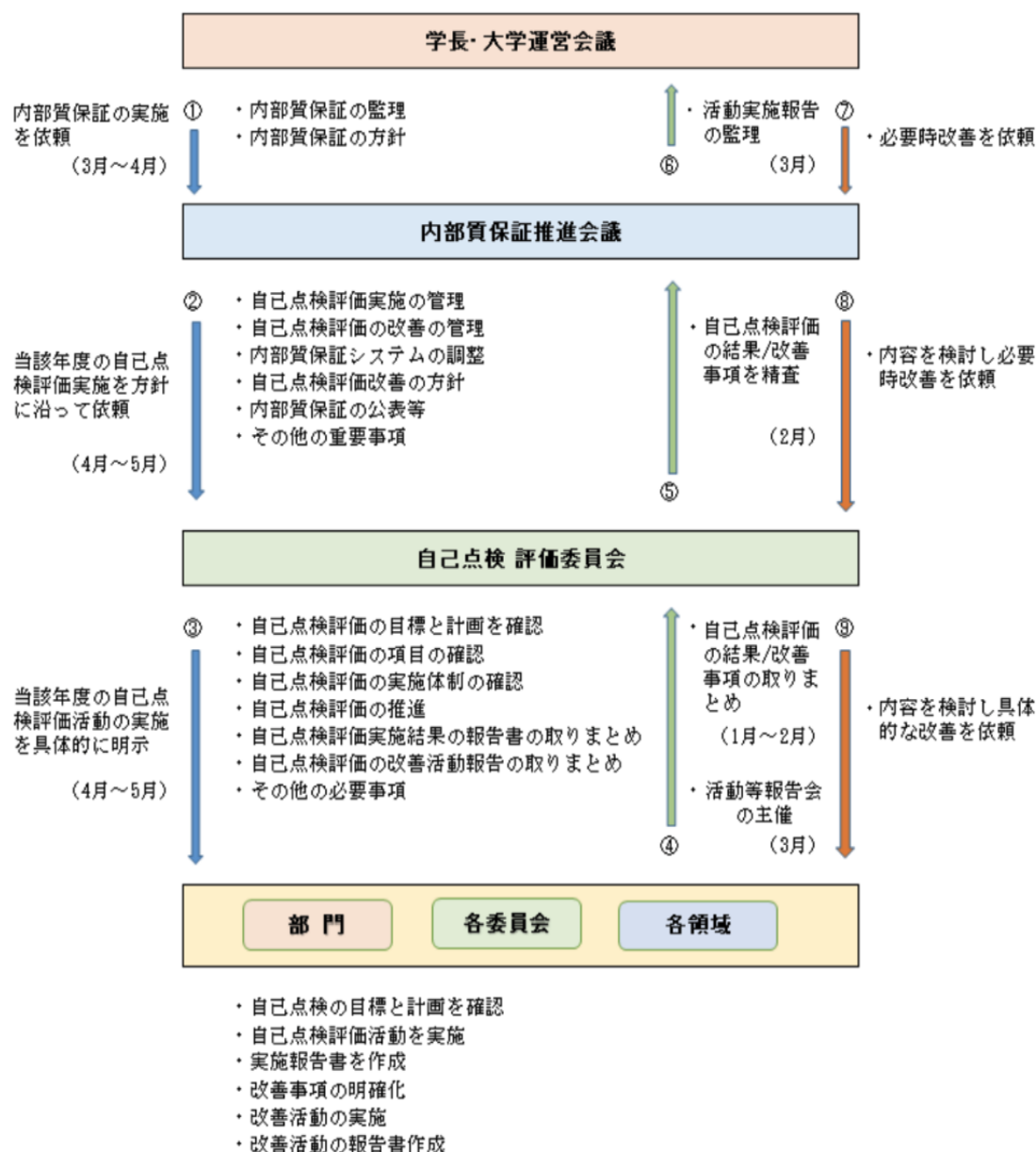
内部質保証のための組織として、大学運営会議の下に内部質保証推進会議を設置している。内部質保証推進会議は、学長、学部長、事務局長、教務学生部長、IR 室長、その他内部質保証推進会議が必要と認めた者で構成されており、自己点検・評価の実施管理に関すること、自己点検・評価の改善方針に関すること、自己点検・評価の改善管理に関すること、内部質保証システムの調整に関すること、内部質保証の公表等に関すること、認証評価の受審に関すること、その他内部質保証に係る重要事項に関することについて審議を行っている。

また、内部質保証推進会議の指示により自己点検・評価を実施する組織として、自己点検・評価委員会を設置している。自己点検・評価委員会は、事務局長、教務学生部長、学部長が指名した者、その他自己点検・評価委員会が必要と認めた者で構成されており、自己点検・評価の実施、推進、実施結果の取りまとめ、改善活動に関すること、その他自己点検・評価の実施に関することについて審議を行っている。自己点検・評価の結果は、内部質保証推進会議が整理及び分析を行い、学長の責任において公表している。

使命・目的に即した評価活動としては、認証評価機関（公益財団法人 日本高等教育評価機構）による大学評価基準に準拠した毎年度の「自己点検・評価報告書」や「事業報告書」の作成などがある。これらについては「自己点検・評価委員会」が取りまとめを担っており、年度末には全教職員を対象に内部質保証システム活動報告会を開催し、当該年度の重点課題に対する評価結果及び次年度の重点課題を共有している。

図 6-1-1 は、本学における内部質保証のシステムを図示したものである。なお図の⑦～⑨は、①～⑥の PDCA サイクルを補助する活動として位置づけ、必要に応じて実施するものとしている。

一宮研伸大学 内部質保証システム



【図 6-1-1】内部質保証のシステム

(3) 6-1 の改善・向上方策(将来計画)

内部質保証推進会議では、令和 4(2022)年度に今後 5 年間の重点課題を定めており、それらの課題を達成することを目標として、内部質保証推進会議及び自己点検・評価委員会を定期的に開催し本学の改善を進めてきた。今後もさらに、大学運営会議、内部質保証推進会議、自己点検・評価委員会を中心に、各部門、各委員会、各領域などそれぞれの単位において、教育活動全般の改善について継続的に取り組む。また、認証評価機関（公益財団法人 日本高等教育評価機構）による大学評価基準に準拠した自己点検評価を毎年度着実に実施することで本学の改善や向上に繋げていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、自己点検・評価委員会を設置し、「一宮研伸大学 内部質保証推進規程」に基づいて自己点検・評価を実施している。本学では、学生へのサービス・質の向上についての基本的情報は、学部運営会議、教授会等で情報を共有している。教職員・学生へ周知すべき情報の公開方法は、ホームページ、教務ポータルサイト、書面等で行っている。学外に公表される本学の情報は、ホームページで常時閲覧可能となっている。

教育委員会では、すべての必修授業について学生から寄せられる授業評価アンケートを Web で実施し、学生の意見をアンケート経由で集約し、教育改善に役立てている。また、教員の自己研鑽を奨励する目的で「一宮研伸大学 教員評価規程」を定め、教育活動の評価を行っている。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

IR 室では、教育活動に関する情報の収集・分析を行い、本学の効果的な教育計画の立案、運営上の戦略策定及び意思決定を支援するための包括的な活動を行っている。収集した情報の分析結果は内部質保証推進会議にて審議・報告を行い、本学の教育活動の改善に努めている。

令和 5(2023)年度は、以下の活動に取り組んだ。

- ① アドミッション・ポリシーを踏まえた入学者選抜方法の評価
- ② 入試種別と入学後の学習状況の関係の調査
- ③ 新カリキュラムの学修成果に基づいたカリキュラム・ポリシーの達成状況の評価
- ④ ディプロマ・ポリシーの達成度の評価

(3) 6-2 の改善・向上方策(将来計画)

自己点検・評価の結果の学内共有については、すでにその枠組みが実現されている。しかし、全学の現状を総合的に把握するための各種情報・データの収集及び分析が内部質保証に大きく関わってくることから、今後はさらに各部門・各委員会・各領域と IR 室との連携体制を推進し、IR 情報が大学全体で活用されるように取り組みを強化する。また、継続的なアンケートの実施による実態把握・分析や各分野での活動の把握・分析により、教育の改善策を立案し実行していく。さらに、「一宮研伸大学 ガバナンス・コード」の遵守状況についての点検・評価をあわせて実施する。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

基準 6-1 に示したとおり、「一宮研伸大学 内部質保証推進規程」では、本学における教育研究活動等の状況に係る自己点検、評価及びその結果の公表並びに内部質保証の推進に関し必要な事項を定めている。

また、図 6-1-1 に示したとおり、本学では大学全体の内部質保証の PDCA サイクルを確立するためのシステムを構築している。まず大学運営会議において、内部質保証に関する方針を策定し、内部質保証推進会議に内部質保証の実施を依頼する。内部質保証推進会議では、自己点検の方針や目標を定め、自己点検・評価委員会に年度ごとに自己点検の実施を依頼する。自己点検・評価委員会ではその方針に基づき、自己点検の計画を立てる(Plan)。その後、各部門・各委員会・各領域が計画に基づいて自己点検を実施する(Do)。自己点検の結果は、自己点検・評価委員会が取りまとめ、評価を行い(Check)、改善策を検討する(Action)。これらの結果は内部質保証推進会議において精査され、大学運営会議にフィードバックされる。これらのサイクルを繰り返し実施していくことで、内部質保証の推進を実現している。

一方で、このサイクルは教育的視点を重んじており、これからの大学経営の視点は薄く、これからのさらなる少子化の中で本学をどうブランド化し歩んでいくのか、地域連携・地域貢献をどう推進するか、産官学の連携による活動はどうするか等々、大学経営に関する課題は多くある。そこで、大学運営会議で議論し、教職員に説明し合意のもとに「一宮研伸大学 経営理念とビジョン」を令和 5(2023)年 3 月に策定した。「健全経営の展開」を理念とし、ビジョンは「選ばれる大学」とした。これからは、学生(地域)の立場に立ち創造していくことが重要であり、これまでも増して地域に寄り添い、地域(学生)の声に耳を傾け、それを踏まえた教育改革と組織改革に取り組むことは、本学が生き残る道であるとする。教職員が一丸となって経営方針を実行している状態にするため、中期計画は 5 年間の重点課題とし、1 年ごとの年度課題として、PDCA サイクルを回すシステムとした。個人は、FD・SD、研究等でそれぞれに自己成長を図っている。

本学では、令和 5(2023)年度に大学機関別認証評価を受審した。評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定されたが、基準項目 4-1 において、「教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、学長が定め、周知していない点については、改善が必要である。」「学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与について学長が決定を行うに当たり、教授会が学長に意見を述べる関係にあることが、「一宮研伸大学学則」「一宮研伸大学大学院学則」「一宮研伸大学看護学部教授会規程」「一宮研伸大学大学院看護学研究科教授会規程」のいずれにも定められていない点につい

ては、改善が必要である。」旨の指摘を受けた。それを受け、令和 5(2023)年 11 月 15 日開催の大学運営会議、看護学部教授会、看護学研究科教授会、12 月 14 日開催の理事会、評議員会において、学則、教授会規程等を改正し、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与について学長が決定を行うに当たり、教授会が学長に意見を述べる関係にあることを明確化するとともに、教授会が学長に意見を述べる教育研究に関する重要事項を学長裁定により定めた。

(3) 6-3 の改善・向上方策(将来計画)

自己点検・評価の有効性は、PDCA サイクルの構築により適切であると判断しているが、検討項目が多岐に渡るため、資料、データの一元管理を行う I R 機能を強化し、PDCA の円滑な実行をさらに推進する。

【基準 6 の自己評価】

内部質保証推進会議及び自己点検・評価委員会が中核となって重点課題を設定し、全学の自己点検・評価を行うとともに、各部門・各委員会・各領域で個別の項目について自己点検・評価を進めている。また、IR 室が IR 機関としての機能を有している。自己点検・評価の恒常的体制が確立しており、周期的な活動が行われていると判断している。

基準項目の自己点検のもとになるデータ、資料については、IR 室と各部門・各委員会・各領域が連携しながら取りまとめを行い、自己点検・評価委員会で審議を行い、自己点検・評価書を毎年度作成している。データや資料の継続的な収集と公表、点検結果の公表による自己点検・評価の誠実性は十分であると判断している。今後はさらに IR 機能の強化を進めていく。

大学の使命・目的を明確にした内部質保証の機能性については、大学の使命目的に基づいた年度ごとの事業計画、年度終了時の事業報告、日本高等教育評価機構の定める大学評価基準の評価項目についての年度ごとの点検評価とそれに基づく改善策の実行など、使命・目的、学修と教授、経営管理と財務のすべての項目にわたって PDCA サイクルの確立に努め、内部質保証が有効に行われていると判断している。

以上により、基準 6 の要件を満たしていると判断できる。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会貢献

A-1. 地域社会への貢献に関する目標

A-1-① 大学と地域とで連携・協働した教育支援体制の整備

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-1-① 大学と地域とで連携・協働した教育支援体制の整備

本学では、地域社会が求める質の高い看護を恒常的に地域住民に提供していくための諸活動を行うことを目的として、令和 3(2021)年 6 月 1 日に「看護地域創成研修センター」(以下「センター」という。)を設置した。現在の人口減少と少子超高齢化を背景とし、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる療養の場として、地域包括ケアシステムの構築が押しすすめられており、保健医療福祉分野の複雑で多様な課題は、地域が主体的・自律的に取り組むことが期待されており、また、看護職が極めて重要な役割を担うことが社会から期待されている。センターは、地域連携部門、研究支援部門、継続教育部門、看護基礎教育部門の 4 部門で構成しており、それぞれの部門で新しい看護の教育や研究、地元住人を含めた地域連携活動を、また、リカレント教育として、そして地域創成に貢献し牽引できる看護職の育成としても活動している。センターは、地域に密着し、教養・技術の向上はもとより、地域の要請に応え、時機に即した教育を具体的に展開していくことを目指し、そして地元の大きな資源となりうる地域創成に向けた看護学の教育・研究・地域連携に取り組むセンターとして、広く活用され発展していくよう努力している。

学長がセンター長となり、本学の教員 1 人及び地域の医療又は福祉施設の看護職 2 人が副センター長としてセンター長を補佐する体制を取っている。また、センターの運営及び活動が適正に遂行されているかを評価する評価委員会を設置しており、センター長、副センター長の他、一宮市職員、医療機関職員、地域住民代表者を委員に委嘱し、センターの管理運営及び活動の評価に関し審議している。

令和 5(2023)年度から、センター長、副センター長が講師となり、医療・介護施設の看護管理者を対象にした「看護管理セミナー」を年 4 回開催した。セミナーは、ミニ講義及びグループワークの構成で、尾張西部・北部医療圏を中心に主任以上の管理者が参加し、日頃の悩みを他施設の同じ立場の者と共有できると高評価をいただいている。

地域の医療・介護職にキャリア発達に関する教育支援も行っており、令和 5(2023)年には、高齢者の「むせ」について、摂食・嚥下障害看護認定看護師による講演会を開催するとともに、地域住民を対象にした健康や安全に関する教育や支援活動として、認知症看護認定看護師による講演会を開催した。

本学は、一宮市が実施している「一宮市 SDGs パートナー制度」において、令和 4(2022)年 1 月 25 日付けでパートナーとして登録された。本学の SDGs 活動については、センターで行っている取組みとして、一宮障害者自立支援協議会、訪問看護ステーション、NPO、

地域住民組織等に対し、地元の障害者支援、在宅ケア児への支援、こども食堂・食品ロスへの活動、地域の健康活動であるウォーキング大会への参加等のボランティア活動を通じて、SDGs のゴールである「すべての人に健康と福祉を」、「住み続けられるまちづくりを」、「パートナーシップで目標を達成しよう」に取り組んでいる。

令和 4(2022)年度に学生ボランティアの登録システムを構築した。本システムは、センターが窓口となり、各種団体・組織、教員からのボランティアの依頼を受け、活動として問題がない場合に学生に案内し、参加者を募る方法であり、センター事務局が関係する教員と連携を取り、ボランティアの参加を実現するシステムである。本システムを利用し、訪問看護ステーション主催の「地域の保健室」、地元住民組織主催の健康イベント、一宮市社会福祉協議会主催の健康・福祉イベント等に参加した（19 件、延べ参加者 180 人）。これらの諸活動を通して、大学に求められる地域住民の健康、安全に対する教育支援の役割を果たしている。

(3) A-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学の地域貢献は、地元の医療機関等に人材を輩出するのみでなく、地域住民の健康と健康な生活づくりに参画することである。令和 3(2021)年 6 月に設置したセンターの活動は緒に就いたところであり、健康教育や在宅看護の講習会など地域住民が大学を利用して学ぶ機会の積極的な提供や、地域の医療機関等との連携による看護職の継続教育など、関係機関や地域住民との連携を強化し、更なる地域貢献活動を進めていく。

令和 4(2022)年度に構築した学生ボランティアの登録システムについて、引き続き登録の促進を図るとともに、登録しているが未活動の学生がいることから、全学年に向けてボランティア講座を開催し関心を高めていく。

令和 6(2024)年度には、センターにおいて、臨地実習指導者講習会を開催すべく、厚生労働省に申請することを予定している。

【基準 A の自己評価】

本学園の建学の精神である「地域に密着し、教養・技術の向上はもとより、地域の要請に応え、時機に即した教育を具体的に展開していくことにある。」の実現のため、連携・協力体制を明確にし、様々な取組を実施しており、地域社会への貢献に向け大学一体となって取り組んでいる。

以上により、基準 A の要件を満たしていると判断できる。

V. 特記事項

1. 社会医療法人大雄会と大学との連携

本学は、大学の理念として、「豊かな人間性と高度な専門性で地域に貢献する。」を掲げて人材の育成を行っている。

具体的には、次の①～③のような看護職の育成を目指している。

①多様な価値観や生活を持つ人々を理解し寄り添うことができる豊かな感性と論理的思考を身につけている。

②①を基盤とした専門職としての探求心、創造性、専門的な知識・技術を身につけている。

③看護倫理と科学的根拠に基づいた看護実践を提供できる。

臨地実習は、これらの知識・技能を体系的に身につけた看護職育成の一環として、非常に重要な役割を担っている。

本学は、昭和 46(1971)年に設立された大雄会一宮高等看護学院を創基とし、看護教育において 50 年余の歴史を有していることから、社会医療法人大雄会と強い連携を持っており、総合大雄会病院は、本学の実習施設の一つとして、総合的な実践力を養う重要な場となっている。特に令和元（2019）年末からの新型コロナウイルス感染症流行下においては、感染拡大の波を繰り返すなか、臨床現場での学生の実習受入れに関し、できるだけリスクが最小となる時期を設定して実習を行うことができた。

令和 3(2021)年 9 月からは、病院・大学連絡協議会を 3 か月に 1 回開催し、実習環境や看護師採用等に関わる事項について意見交換を行っている。本協議会には、病院側から、理事長、統括院長、看護部長、法人本部長等が、大学側から、学長、理事長代行、学部長、教務学生部長、教務学生次長、法人事務局長等が出席している。

また、病院の看護部管理研修として、本学の学長等が講師となり、看護管理者の役割等に関する研修を行っているとともに、病院において豊富な臨床経験を有し、かつ優れた臨床能力や教育能力を有する者に臨床教授の称号を付与し、本学の学生に対する臨床実習指導等の臨床教育に必要な職務を担っているなど、相互に連携協力体制を維持している。

さらに、令和 5（2023）年度には、「看護連携型ユニフィケーション事業基本協定書」を締結し、看護の実践・教育・研究面において連携し、看護職者のキャリア形成を推進するとともに、看護ケア及び看護教育の質の向上や看護共同研究を発展させ、両者の機能の一層の充実を図ることとした。

Ⅵ. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条において本学の目的を規定している。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条において本学の学部組織構成を規定している。	1-2
第 87 条	○	学則第 4 条において本学の修業年限を規定している。	3-1
第 88 条	—	修業年限の通算は規定していない。	3-1
第 89 条	—	早期卒業の制度は規定していない。	3-1
第 90 条	○	学則第 10 条において入学資格を規定し、学生募集を行っている。	2-1
第 92 条	○	学則第 45 条において職員組織を規定している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 46 条及び教授会規程において教授会を規定している。	4-1
第 104 条	○	学則第 29 条及び学位規程において学位授与を規定している。	3-1
第 105 条	—	履修証明制度は制定していない。	3-1
第 108 条	—	短期大学は併設していない。	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条において自己点検・評価を規定している。	6-2
第 113 条	○	情報公開に関する規程において教育研究活動等の公開を規定しており、ホームページで公表している。	3-2
第 114 条	○	学則第 45 条において事務職員及び技術職員を規定している。	4-1 4-3
第 122 条	—	高等専門学校を卒業した者の編入学は対応していない。	2-1
第 132 条	○	3 年次編入学に関する規程において、看護師養成課程の専修学校の専門課程を修了した者が 3 年次に編入学できる旨規定している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則において第 4 条第 1 号から第 8 号について規定している。 寄宿舎は置いていないため規定していない。	3-1 3-2
第 24 条	—	本条の規定には該当しないが、学籍、成績等適正に管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 50 条及び学生の懲戒等に関する規程において懲戒を規定している。	4-1
第 28 条	○	本条所定の表簿を各担当部署で備えるとともに、文書取扱規程において保存期間を規定している。	3-2
第 143 条	—	代議員会は置いていない。	4-1
第 146 条	—	科目等履修生の修業年限の通算については規定していない。	3-1
第 147 条	—	早期卒業制度は設けていない。	3-1
第 148 条	—	修業年限が 4 年を超える学部は設置していない。	3-1
第 149 条	—	早期卒業制度は設けていない。	3-1
第 150 条	○	学則第 10 条において入学資格を規定している。	2-1

一宮研伸大学

第 151 条	—	高等学校からの飛び級入学制度は設けていない。	2-1
第 152 条	—	高等学校からの飛び級入学制度は設けていない。	2-1
第 153 条	—	高等学校からの飛び級入学制度は設けていない。	2-1
第 154 条	—	高等学校からの飛び級入学制度は設けていない。	2-1
第 161 条	○	3 年次編入学に関する規程において、看護師養成課程の短期大学を卒業した者が 3 年次に編入学できる旨規定している。	2-1
第 162 条	—	外国大学からの転学制度は設けていない。	2-1
第 163 条	○	学則第 5 条において学年の始期及び終期を規定している。	3-2
第 163 条の 2	—	学修証明書を交付する制度は設けていない。	3-1
第 164 条	—	履修証明プログラムの制度は設けていない。	3-1
第 165 条の 2	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定め、ホームページ等で公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	内部質保証推進規程において規定している。	6-2
第 172 条の 2	○	情報公開に関する規程において教育研究活動等の公開を規定しており、ホームページで公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 29 条において学士の学位授与について規定している。	3-1
第 178 条	—	高等専門学校を卒業した者の編入学は規定していない。	2-1
第 186 条	○	3 年次編入学に関する規程において、看護師養成課程の専修学校の専門課程を修了した者が 3 年次に編入学できる旨規定している。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を遵守するとともに水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条において教育研究上の目的を規定している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	学則第 12 条及び入学者選抜規程において規定している。	2-1
第 3 条	○	大学設置基準に則り、適切な数の教員及び職員を配置している。	1-2
第 4 条	○	学則第 3 条において学科を規定しており、教育研究に必要な組織を備えている。	1-2
第 5 条	—	別課程を設けていない。	1-2
第 6 条	—	学部以外の基本組織は設けていない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	適切な各分野の教員及び事務職員等を配置し、組織間の有機的な連携が図れるように教育研究実施組織を編成している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	主要授業科目については、学部の運営に責任を担う教員が担当し、実習については、補助として助手を活用している。	3-2 4-2
第 9 条	—	授業を担当しない教員は置いていない。	3-2 4-2

一宮研伸大学

第 10 条	○	大学設置基準に則り、必要専任教員数以上の基幹教員を配置している。	3-2 4-2
第 11 条	○	FD・SD 委員会を設置し、授業内容及び研修の改善を図るための組織的な研修及び研修を実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 12 条	○	学長選考規程を制定し、適切に選任し任命している。	4-1
第 13 条	○	教員選考基準第 2 条に教授の資格を規定している。	3-2 4-2
第 14 条	○	教員選考基準第 3 条に准教授の資格を規定している。	3-2 4-2
第 15 条	○	教員選考基準第 4 条に講師の資格を規定している。	3-2 4-2
第 16 条	○	教員選考基準第 5 条に助教の資格を規定している。	3-2 4-2
第 17 条	○	看護学実習等に係る助手の採用に関する内規を制定している。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 3 条において収容定員を規定している。	2-1
第 19 条	○	学則第 20 条及び別表において教育課程について規定しており、教育目標の達成に必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成している。	3-2
第 19 条の 2	—	連携開設科目は開設していない。	3-2
第 20 条	○	学則第 20 条及び別表において各授業科目を必修科目、選択科目に分け、各年次に配当して編成している。	3-2
第 21 条	○	学則第 20 条及び別表において各授業科目の単位数を規定している。	3-1
第 22 条	○	学則第 7 条において 1 年間の授業期間を規定している。	3-2
第 23 条	○	1 コマ 100 分で 14 週の期間を単位として実施している。	3-2
第 24 条	○	授業を行う学生数は、教育効果が十分にあがるよう適当な人数としている。	2-5
第 25 条	○	授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により実施している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	シラバスを作成し、授業の方法及び内容、1 年間の授業計画、成績評価の基準を明示している。	3-1
第 26 条	—	昼夜開講制は導入していない。	3-2
第 27 条	○	学則 22 条において単位の授与を規定している。	3-1
第 27 条の 2	○	履修規程細則において履修できる単位数を規定している。	3-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目は開設していない。	3-1
第 28 条	—	他大学又は短期大学等で修得した単位の認定制度は設けていない。	3-1
第 29 条	—	短期大学又は高等専門学校の専攻科での学修に対する単位認定制度は設けていない。	3-1
第 30 条	○	学則第 31 条において入学前の既修得単位を 30 単位を超えない範囲内で認定できる旨規定している。	3-1
第 30 条の 2	—	長期履修制度は定めていない。	3-2
第 31 条	○	学則第 39 条において科目等履修生について規定している。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 27 条及び別表において卒業の要件を規定している。	3-1
第 33 条	—	授業時間制は設けていない。	3-1
第 34 条	○	要件を満たす校地、校舎を有している。	2-5
第 35 条	○	要件を満たす運動場を有している。	2-5
第 36 条	○	教室等専用の施設を備えた校舎を有している。	2-5
第 37 条	○	校地の面積は要件を満たしている。	2-5

一宮研伸大学

第 37 条の 2	○	校舎の面積は要件を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書館には図書、学術雑誌、視聴覚資料等を系統的に備え、また、適切な職員、施設を備え、適切に運営している。	2-5
第 39 条	—	本条に規定する学部、学科は設置していない。	2-5
第 39 条の 2	—	本条に規定する学部、学科は設置していない。	2-5
第 40 条	○	必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	校地は 2 つ以上ない。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究にふさわしい環境を整備している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、適当であるとともに、教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第 41 条	—	学部等連携課程実施基本組織は設置していない。	3-2
第 42 条	—	専門職学科は設置していない。	1-2
第 42 条の 2	—	専門職学科は設置していない。	2-1
第 42 条の 3	—	専門職学科は設置していない。	4-2
第 42 条の 4	—	専門職学科は設置していない。	3-2
第 42 条の 5	—	専門職学科は設置していない。	4-1
第 42 条の 6	—	専門職学科は設置していない。	3-2
第 42 条の 7	—	専門職学科は設置していない。	2-5
第 42 条の 8	—	専門職学科は設置していない。	3-1
第 42 条の 9	—	専門職学科は設置していない。	3-1
第 42 条の 10	—	専門職学科は設置していない。	2-5
第 43 条	—	共同教育課程は設置していない。	3-2
第 44 条	—	共同教育課程は設置していない。	3-1
第 45 条	—	共同教育課程は設置していない。	3-1
第 46 条	—	共同教育課程は設置していない。	3-2 4-2
第 47 条	—	共同教育課程は設置していない。	2-5
第 48 条	—	共同教育課程は設置していない。	2-5
第 49 条	—	共同教育課程は設置していない。	2-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部は設置していない。	3-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学部は設置していない。	4-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学部は設置していない。	4-2
第 58 条	—	外国に組織を設けていない。	1-2
第 59 条	—	大学院大学ではない。	2-5
第 61 条	—	段階的整備は行っていない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 29 条において卒業を認定された者に対して学位を授与する旨規程している。	3-1
第 10 条	○	学位規則第 2 条において適切な専攻分野を規定している。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程を設置していない。	3-1
第 13 条	○	学則第 29 条及び学位規程において必要な事項を定め、文部科学省に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	寄附行為第 3 条において学校法人の責務を明記し、遵守している。	5-1
第 26 条の 2	○	寄附行為第 7 条において学校法人の関係者に対する特別の利益供与の禁止を明記し、遵守している。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 33 条において寄附行為の備付け及び閲覧を規定している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条において役員を規定している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	寄附行為第 6 条、第 7 条、第 8 条において学校法人と役員との関係を明記し、遵守している。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 11 条において理事会を規定している。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 13 条において理事長の職務、第 14 条において理事の代表権の制限、第 15 条において理事長職務の代理等、第 7 条において監事の職務を規定している。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条において理事の選任、第 7 条において監事の選任を規定している。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条において兼職の禁止を規定している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 9 条において役員の補充を規定している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 17 条において評議員会を規定している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 19 条において評議員会への諮問事項を規定している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 20 条において評議員会の意見具申等について規定している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 21 条において評議員の選任について規定している。	5-3
第 44 条の 2	○	寄附行為第 7 条第 5 項において所定の事項を規定している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	寄附行為第 7 条第 5 項において所定の事項を規定している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	寄附行為第 7 条第 5 項において所定の事項を規定している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	寄附行為第 7 条第 5 項において所定の事項を規定している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 43 条において寄附行為の変更について規定している。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 30 条において予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について規定している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 32 条において決算及び実績の報告について規定している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 33 条において寄附行為の備付け及び閲覧を規定している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 35 条、役員及び評議員の報酬等規程において規定している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 37 条において会計年度を規定している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 34 条において情報の公開について規定している。	5-1

学校教育法(大学院関係)

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条において目的について規定している。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 4 条において研究科を置くことを規定している。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 16 条において入学資格について規定している。	2-1

学校教育法施行規則(大学院関係)

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 16 条において入学資格について規定している。	2-1
第 156 条	—	修士等の学位と同等の学力がある者の入学の規定はない。	2-1
第 157 条	—	大学院への飛び入学制度はない。	2-1
第 158 条	—	大学院への飛び入学制度はない。	2-1
第 159 条	—	大学院への飛び入学制度はない。	2-1
第 160 条	—	大学院への飛び入学制度はない。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法等の関係法令が定める基準を満たしており、また、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 1 条において教育上の目的について規定している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院学則第 18 条及び入学者選抜規程において規定している。	2-1
第 2 条	○	大学院学則第 4 条において規定し、大学院に修士課程を設置している。	1-2
第 2 条の 2	—	専ら夜間において教育を行う課程は設置していない。	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 1 条において大学院の目的について、また、第 12 条において修業年限について規定している。	1-2
第 4 条	—	博士課程は設置していない。	1-2
第 5 条	○	大学院設置基準に則り、適切な数の教員及び職員を配置している。	1-2
第 6 条	○	看護学研究科に看護学専攻を置いている。	1-2
第 7 条	○	看護学研究科は、看護学部と適切な連携を図っている。	1-2
第 7 条の 2	—	複数の大学が協力して教育研究を行う研究科は設置していない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	研究科以外の基本組織は設置していない。	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	適切な各分野の教員及び事務職員等を配置し、組織間の有機的な連携が図れるように教育研究実施組織を編成している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 9 条	○	本条各号の資格を有する教員の基準を満たしている。	3-2 4-2
第 9 条の 3	○	FD・SD 委員会を設置し、授業内容及び研修の改善を図るための組織的な研修及び研修を実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 10 条	○	大学院学則第 4 条第 2 項において収容定員を規定している。	2-1
第 11 条	○	大学院学則第 29 条において教育課程の編成方針を規定し、第 30 条及び別表において授業科目を規定している。	3-2
第 12 条	○	大学院学則第 29 条において教育課程の編成方針を規定している。	2-2 3-2

一宮研伸大学

第 13 条	○	研究指導は、所定の資格を有する教員が行っている。	2-2 3-2
第 14 条	○	大学院学則第 31 条において教育方法の特例を規定している。	3-2
第 14 条の 2	○	シラバス及び学修ガイダンスにおいて授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画を明示するとともに、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定の基準を明示している。	3-1
第 15 条	○	大学院学則第 34 条において各授業の単位数、第 9 条及び第 10 条において授業期間、第 4 条第 2 項において学生数、第 35 条において単位の授与、第 38 条において他大学における履修、第 37 条において入学前の既修得単位等の認定、第 14 条において長期にわたる教育課程の履修、第 42 条において科目等履修生についてそれぞれ規定している。また、授業方法については履修規程で規定している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	大学院学則第 33 条において修了要件を規定している。	3-1
第 17 条	—	博士課程は設置していない。	3-1
第 19 条	○	教育研究に必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えている。	2-5
第 20 条	○	必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 21 条	○	図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を整理して備えている。	2-5
第 22 条	○	教育研究上支障が生じない範囲で、学部の施設及び設備を共用している。	2-5
第 22 条の 2	—	校地は 2 つ以上ない。	2-5
第 22 条の 3	○	研究科において必要な経費を確保し、環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科の名称は、適当であるとともに、教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第 23 条	—	独立大学院は設置していない。	1-1 1-2
第 24 条	—	独立大学院は設置していない。	2-5
第 25 条	—	通信教育課程は設置していない。	3-2
第 26 条	—	通信教育は行っていない。	3-2
第 27 条	—	通信教育を併せ行っていない。	3-2 4-2
第 28 条	—	通信教育は行っていない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	通信教育は行っていない。	2-5
第 30 条	—	通信教育は行っていない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	研究科等連係課程実施基本組織は設置していない。	3-2
第 31 条	—	共同教育課程は編成していない。	3-2
第 32 条	—	共同教育課程は編成していない。	3-1
第 33 条	—	共同教育課程は編成していない。	3-1
第 34 条	—	共同教育課程は編成していない。	2-5
第 34 条の 2	—	工学を専攻する研究科は設置していない。	3-2
第 34 条の 3	—	工学分野の連続性に配慮した教育課程は設置していない。	4-2
第 42 条	—	博士課程は設置していない。	2-3
第 43 条	○	授業料、入学料その他の費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報を学修ガイダンス等に明示している。	2-4
第 45 条	—	外国に組織を設置していない。	1-2

第 46 条	—	段階的整備は行っていない。	2-5 4-2
--------	---	---------------	------------

専門職大学院設置基準【該当なし】

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2

一宮研伸大学

第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則(大学院関係)

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 29 条及び学位規程において学位授与を規定している。	3-1
第 4 条	—	博士課程を設置していない。	3-1
第 5 条	○	学位論文審査委員会規程において、他の大学院等の教員の協力を得ることができる旨規定している。	3-1
第 12 条	—	博士課程を設置していない。	3-1

大学通信教育設置基準【該当なし】

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			2-5
第 10 条			2-5
第 11 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。